

5. まとめ

5.1. 本調査のとりまとめの考え方

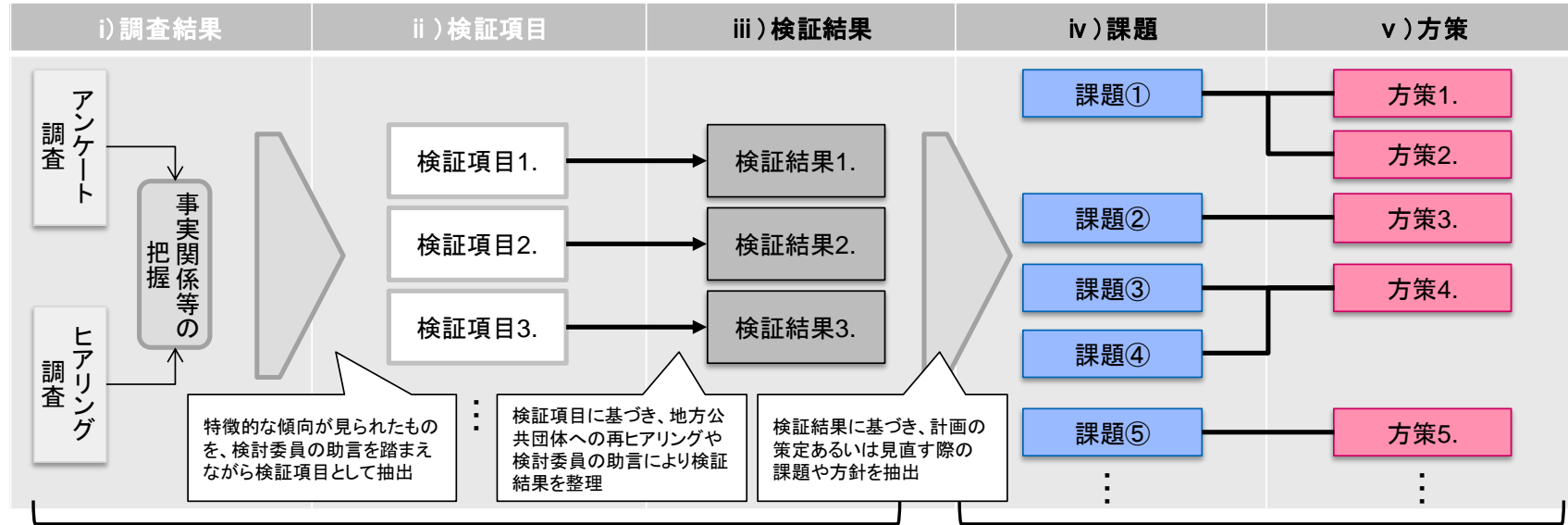
本調査では、全都道府県（47 団体）及び全市区町村（1,742 団体）を対象としたアンケート調査、及び地方公共団体に対するヒアリング調査を実施し、地方スポーツ政策に係る取組の事実関係等を把握した。

その後、事実関係等から特徴的な傾向が見られるポイントについて、本調査検討委員の助言等を踏まえながら検証項目を抽出した。検証にあたっては、地方公共団体への再ヒアリングや検討委員からの助言等を踏まえながら分析を行った。

さらに、検証・分析を実施する中で、スポーツ推進計画を策定あるいは見直す際に考慮すべき、スポーツ政策推進上の課題や工夫を抽出・整理した。

本調査のとりまとめに係る全体像は次頁に示す図の通り。

図表 321：本調査のとりまとめの全体像



「5.2 検証項目と検証結果」でとりまとめ

「5.3 スポーツ推進計画を策定あるいは見直す際の課題と方策」でとりまとめ

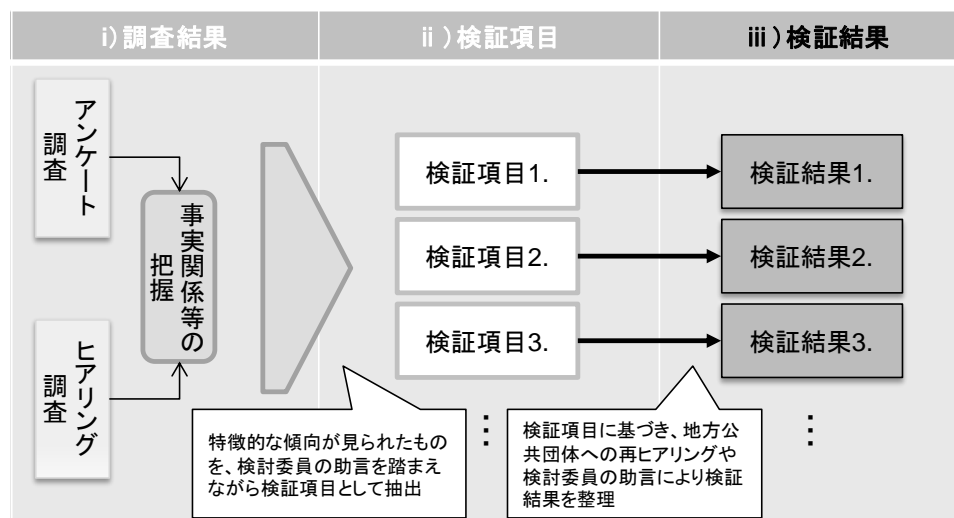
5.2. 検証項目と検証結果

全都道府県（47 団体）及び全市区町村（1,742 団体）を対象としたアンケート調査、及び地方公共団体に対するヒアリング調査に基づき抽出した検証項目について、地方公共団体への再ヒアリングや検討委員からの助言等を踏まえた検証結果を整理した。各検証項目に対する検証結果は以下の項目に沿ってとりまとめた。

項目名	内容
○ 質問項目	<ul style="list-style-type: none"> 「調査から明らかになった事実関係等」がアンケート結果から導出されたものである場合に該当質問項目を掲載した。
○ 調査から明らかになった事実関係等	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査、ヒアリング調査、検討委員からのコメントより明らかとなった地方スポーツ政策上の事実関係等を掲載した。
○ 事実関係等から抽出した検証項目	<ul style="list-style-type: none"> 上記事実関係等から導出される検証項目を掲載した。
○ 検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 検証項目に基づき、地方公共団体への再ヒアリング、検討委員からの助言等を踏まえた分析結果（考察と根拠）を掲載した。

尚、検証作業にあたって実施した地方公共団体に対する再ヒアリング結果は、地方公共団体の一担当者としての見解によるコメントであるため、地方公共団体名は非公表とした。

図表 322：検証結果の整理の考え方



5.2.1. 「1.計画の策定状況」

1) 都道府県

○ 質問項目（アンケート 問9）

「現行計画はスポーツ振興法（旧法）、スポーツ基本法（新法）のどちらに基づいて策定されましたか。あてはまるものに○を付けてください。（どれか一つ）」

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書P174 図表 166）

（全体）

都道府県では、「スポーツ振興法（旧法）」に基づく計画が 83.0%、「スポーツ基本法（新法）」に基づく計画が 12.8%。

（主管部局別）

「首長部局主管都道府県」では、旧法に基づく計画が 93.8%、新法に基づく計画が 6.3%。

「教育委員会主管都道府県」では、旧法に基づく計画が 77.4%。新法に基づく計画が 16.1%。

これらのことから、「教育委員会主管都道府県」の方が、新法に基づく計画を有していると読み取れる。（【検証項目1】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目1】

都道府県では「教育委員会主管都道府県」の方が「首長部局主管都道府県」よりも、新法に基づく計画を有している割合が多い。このような違いが生じる要因は何か。

○ 検証結果

（考察）

- ・ スポーツ政策主管部局の「首長部局主管都道府県」への移管は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴って、平成19年度以降に進められたと考えられる。
- ・ 移管によって、「首長部局主管都道府県」では、新組織によるスポーツ政策推進のための計画が新たに策定された可能性が考えられるが、既に「教育委員会主管都道府県」による計画が策定されていた場合、行政計画で設定される政策実施期間は一般的に5年から10年等、中長期的であるため、「首長部局主管都道府県」では、少なくともアンケート調査時点においては計画の更新時期に到達しておらず、計画の見直しを図っていないのではないかと考えられる。

（根拠）

- ・ スポーツ政策の主管部局を教育委員会から首長部局に移管するタイミングで計画を策定し直している可能性がある。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

の改正が平成 19 年度であり、当該法改正によってスポーツ政策主管部局の首長部局への移管が認められた。それ以降に計画を見直したのであれば、首長部局主管都道府県では、計画はまだ更新の時期ではないのかもしれない（検討委員コメント）。

2) 市区町村

○ 質問項目（アンケート 問8）

貴自治体には、現在、「スポーツ推進計画」がありますか。計画策定の状況としてあてはまるもの1.～4.に○をつけるとともに（どれか一つ）、必要事項を記入してください。

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書P167 図表 160）

（全体）

市区町村では計画を未作成・未検討の割合は54.1%。

（主管部局別）

「首長部局主管市区町村」では、計画を未作成・未検討の割合は17.8%。

「教育委員会主管市区町村」では、計画を未作成・未検討の割合は57.8%。

そのため、「教育委員会主管市区町村」の方が、計画を策定している割合が低い傾向が見て取れる。【**検証項目2**】

（人口規模別）

人口規模が「50万人以上」の市区町村では計画を未作成・未検討の割合は12.5%、

「20～50万人未満」では10.8%。以降、人口規模が小さくなるにつれ、計画を未作成・未検討の割合は高くなり、「10～20万人未満」では26.1%、「5～10万人未満」の市区町村では34.1%、「3～5万人未満」の市区町村では51.9%。「1～3万人未満」では65.6%、「1万人未満」では81.4%が計画を未作成・未検討である。

このことから、人口規模が小さい市区町村では計画を策定しておらず、策定も未検討の割合が高い傾向が見て取れる。【**検証項目3**】

○ 事実関係等から抽出した検証項目【**検証項目2**】

「教育委員会主管市区町村」の方が計画を策定している割合が低い要因（「計画を策定しない理由」）はどのようなものか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ アンケート結果からは、人口規模の小さい市区町村ほど、スポーツ政策を教育委員会が主管している傾向がうかがえる。人口規模の小さい市区町村では、計画を策定していない割合が高い傾向が見られることから、人口規模が小さいことによるマンパワー不足により【**検証項目3**】参照と、主管部局の相関より、上記傾向が現出すると考えられる。
- ・ また、教育委員会には出向してきた学校教員が事務職員として勤務していることが多いと考えられる。計画を立案し、計画に基づき進捗管理していく手法は、首

長部局などの一般的な行政部局と比較して、学校教育現場では慣れ親しんでいない可能性がある。このことが、「教育委員会主管市区町村」において計画を策定している割合が低いことに影響している可能性も考えられる。

(根拠)

- ・ アンケート結果をみると、人口規模が小さいほどスポーツ政策に係る計画を策定していない割合が大きい。人口規模 5 万人未満では半数以上が計画を策定していない。一方、人口規模別の主管部局構成をみると、5 万人未満では 9 割強が教育委員会主管となっている。人口規模 5 万人未満のサンプル数が市区町村全体の 8 割以上を占めていることから、主管部局別の傾向も人口規模 5 万人未満の傾向に影響されているのではないかと（検討委員コメント）。
- ・ 教育委員会主管であっても首長部局主管であっても、スポーツ政策に係る計画を持つことに対するメリットは同様だろう（検討委員コメント）。
- ・ 教育委員会では、事務職員を教員が勤めていることが多い。教員の場合、行政の PDCA サイクルを意識するということがあまりないかもしれない（検討委員コメント）。

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 3】

人口規模の小さい市区町村で計画策定が進んでいない理由は何か。また、人口規模の小さい市区町村で計画策定を促進するための解決方策はどのようなものか。

○ 検証結果

(考察)

- ・ 人口規模の小さい市区町村で計画策定が進んでいない理由は、担当職員不足により計画策定のマンパワーが不足しているためと考えられる。

(根拠)

- ・ 人口規模の小さい市区町村では、担当職員不足により計画策定に労力を割くことが難しい（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果、検討委員コメント）。
- ・ ある市では、大学との連携により、大学の研究活動の一環として大学負担のもと計画策定を実施している（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

5.2.2. 「2.計画の策定プロセス」

1) 都道府県

○ 質問項目（アンケート 問10）

「スポーツ推進計画」策定のきっかけについて、あてはまるものに○を付けてください。（いくつでも）

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書P184 図表 176）

（全体）

都道府県におけるスポーツ政策に係る計画策定のきっかけは「旧法及びスポーツ振興基本計画が施行されたから（53.3%）」が最も多く、次いで「前計画の期間が終了したから（37.8%）」となっている。

一方、「スポーツ基本法（新法）及び国のスポーツ基本計画が施行されたから」は15.6%となっている。

「スポーツ政策によってまちおこしをしたかったから」や「首長の方針で示されていたから」は2.2%であり、「地域住民のニーズがあったから」は0%であった。

（主管部局別）

「首長部局主管都道府県」、「教育委員会主管都道府県」とともに「スポーツ振興法及び国のスポーツ振興基本計画が施行されたから」が最も大きく、それぞれ62.5%、48.3%。また、「教育委員会主管都道府県」では「前計画の期間が終了したから」が44.8%であり、「スポーツ振興法及び国のスポーツ振興基本計画が施行されたから」に次いで大きい。

これらのことから、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画を計画策定の要因としている都道府県は少なく、「スポーツ振興基本計画の施行」や「前計画期間の終了」を策定のきっかけとする割合が高いと読み取れる。

また、スポーツ行政の推進それ自体や、住民のニーズが計画策定のきっかけとなる事例は少ないのではないかと推測される。（【検証項目4・5】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目4】

都道府県が定めるスポーツ政策に係る計画について、計画の見直しに際してはスポーツ基本法及びスポーツ基本計画はどういった形で参酌されているのか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ 都道府県のスポーツ政策の方向性（何を目標とし、どのように推進するのか）と国の方針の整合性を確認するためや、国の方針を都道府県のスポーツ政策方針に落とし込む（「好循環」の考え方を都道府県のスポーツ政策の基本方針と位置づける等。）ために

参酌していると考えられる。

(根拠)

- ・ 地方公共団体が自らのスポーツ政策の取組方針と国の方針との整合性を確認することを目的として、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画を参酌している（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ スポーツ立国戦略から新たに打ち出された「好循環」等の考え方を、スポーツ政策の基本方針として位置づけた（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

○ 事実関係等から抽出した検証項目（【検証項目5】）

スポーツ行政の推進それ自体や、住民のニーズが計画策定のきっかけとなる事例は少ないのか。少ない場合、それはどのような理由によるものか（住民のスポーツに対するニーズが少ないのか。それとも、行政計画に対するニーズが少ないのか（スポーツが「個人の嗜好」として捉えられており、行政の対象としての認知が低いのか））。

○ 検証結果

(考察)

- ・ 計画策定の動機として、住民からのスポーツ政策に対するニーズ等の影響がないとは言いきれないものの、行政側の問題意識がきっかけとなり、計画を策定していることが多いのではないかと考えられる。

(根拠)

- ・ 計画策定は、住民のニーズ等の外的要因が大きなきっかけとなるよりも、行政が自ら必要性を感じて策定に至る場合の方が多い（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ 今までは単独のスポーツ推進計画を策定せずにスポーツの取組を実施してきた。しかしそのことがスポーツ振興の推進主体（体育協会や総合型地域スポーツクラブ等）間での目的の不統一につながっているという問題意識を我々が持つようになり、行政として一貫した方針をもって推進する必要性を感じ計画策定の検討を始めた（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 住民からのニーズも無いとは必ずしも言い切れないが、我々の場合は知事の公約を具象化する為にスポーツ推進計画を策定した（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

○ **質問項目（アンケート 問11）**

貴自治体においてスポーツ推進計画を策定する際、計画の検討開始から計画の施行までにはどの程度の期間を要しましたか。あてはまるものに○を付けてください。（どれか一つ）

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書P194 図表 184）**

（全体）

都道府県においてスポーツ政策に係る計画の策定に要した期間は「1年以上 2年未満」の割合が最も大きく、51.1%。

（主管部局別）

「教育委員会主管都道府県」において、スポーツ政策に係る計画の策定に要した期間として2年以上である割合は37.9%。

「首長部局主管都道府県」において、スポーツ政策に係る計画の策定に要した期間として2年以上である割合は18.8%。

このことから、「教育委員会主管都道府県」の方が「首長部局主管都道府県」よりも計画策定に長い期間をかけている傾向が読み取れる。〔**検証項目6**〕

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目6】**

「教育委員会主管都道府県」の方が「首長部局主管都道府県」よりも計画の策定に長い期間をかけている理由は何か。

計画の策定に長い期間をかけている都道府県は、他の都道府県と比べて行政プロセスのどの段階に時間をかけているのか。

○ **検証結果**

（考察）

- ・ 教育委員会は一定の独立性を有する組織であるため、首長部局の複数部署との連携・調整においては、首長部局内の部署同士が連携・調整するよりも、教育委員会と首長部局の方が、連携・調整が難しい傾向にあると考えられる。
- ・ このため、計画の策定にあたって、「教育委員会主管都道府県」の方が、「首長部局主管都道府県」よりも、複数の部署との計画内容の連携・調整に時間を要している可能性がある。

（根拠）

- ・ 教育委員会は行政組織の中でも独自の組織なので、首長部局との連携に関して難しい部分があるのは事実である（検討委員コメント）。
- ・ 「教育委員会で打ち出したスポーツ施策を、実は福祉部局等でも同様に実施して

いた」ということがあった。計画を策定する際、施策や事業の重複があると、教育委員会と福祉部局の間で調整に時間がかかることはあるかもしれない。一方、首長部局が実施しようとしている施策が教育委員会の既存の施策と重複することはあまり聞いたことは無い（検討委員コメント）。

- ・ スポーツ政策に関する取組を行う際、教育委員会の場合は、スポーツ主管課が教育長に対して「教育行政」上の観点から説明が必要となる。他方、首長部局の場合は、部局の取組テーマがスポーツ振興であることが多いため、スポーツと紐付けた政策（スポーツ振興を通じたまちづくり等）が行いやすいという点で連携が行いやすい（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

2) 市区町村

○ 質問項目（アンケート 問10）

現行計画策定のきっかけは何ですか。あてはまるものに○を付けてください。（いくつでも）

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書 P187 図表 179）

（全体）

計画を有している市区町村における計画策定のきっかけは「旧法及び国のスポーツ振興基本計画が施行されたから(55.2%)」「総合計画の施策内容の一環だから(43.0%)」の割合が他の項目に比して高く、「自身が属する広域地方公共団体（都道府県）より要請があったから」「スポーツ政策によってまちおこしをしたかったから」「首長の方針で示されていたから」「地域住民のニーズがあったから」「国体等スポーツイベントの開催に伴い機運が高まったから」はいずれも10%未満にとどまる。

これらのことから、計画策定のきっかけとしては、スポーツ振興法やスポーツ振興基本計画といった国の方針の策定や、総合計画といった当該市区町村全体の動きが要因となっており、スポーツ行政の推進それ自体や、関係者（住民や広域地方公共団体など）のニーズが計画策定のきっかけとなる事例は少ないのではないかと推測できる。

（【検証項目7】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目7】

市区町村が定めるスポーツ政策に係る計画について、計画の見直しに際してはスポーツ基本法及びスポーツ基本計画はどの程度参酌されているのか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ 都道府県のスポーツ政策の方向性(何を目標とし、どのように推進するのか)と国の方針の整合性を確認するためや、国の方針を都道府県のスポーツ政策方針に落とし込む（「好循環」の考え方を都道府県のスポーツ政策の基本方針と位置づける等。）ために参酌していると考えられる（【検証項目4】参照）。

（根拠）

- ・ 我々のスポーツ政策の取組方針と国の方針に齟齬が無いかどうかを確認するためにスポーツ基本法及びスポーツ基本計画を参酌した（首長部局主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ スポーツ基本計画に記載のあった「計画の全体像」を我々の取組に置き換えて検討していた。国の方針に従いつつも、地域の独自性も出せるような計画策定を心がけている（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ **質問項目（アンケート 問11）**

貴自治体においてスポーツ推進計画を策定する際、計画の検討開始から計画の施行までにはどの程度の期間を要しましたか。あてはまるものに○を付けてください。（どれか一つ）

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P196 図表 186）**

（全体）

市区町村においてスポーツ政策に係る計画の策定に要した期間は「1年以上 2年未満」の割合が最も大きく、44.8%。

（人口規模別）

「50万人以上」の都市では計画策定に2年以上をかける割合が他の人口規模の市区町村に比べて特に高く（61.5%）、計画の策定に長い期間をかけていることが読み取れる。（【検証項目8】）

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目8】**

「50万人以上」の市区町村が計画の策定に長い期間をかけている理由は何か。
計画の策定に長い期間をかけている市区町村は、他の市区町村と比べて行政プロセスのどの段階に時間をかけているのか。

○ **検証結果**

（考察）

- ・ 人口規模の大きな市区町村では、連携や支援などの検討・調整等が必要な内部・外部主体が多数存在することや、スポーツに関連する事業予算の規模も大きさ等のため、人口規模の小さい市区町村よりも、相対的に計画策定に時間を要すると考えられる。
- ・ 予算規模が大きく、かつ関連主体との調整に時間を要する事業の例としては、例えば大規模なスポーツ関連施設の整備や、国際的なスポーツ大会の誘致・開催などが挙げられる。

（根拠）

- ・ 首長部局では専門職ではなく行政担当者が計画を策定する場合が多い。ただ、体育協会等との関係で苦勞することもあるのではないか。体育協会は首長部局よりも教育委員会との繋がりが強いいため、首長部局の行政担当者が直接体育協会の担当者とやり取りをする際には、教育委員会を介する必要があるかもしれない（検討委員コメント）。
- ・ 人口規模が大きい市区町村ほど、スポーツ施設の建設や国際大会誘致等の予算規模の大きい事業を実施することはあるだろう。事業規模が大きくなれば、関係主

体との調整コストも大きくなるだろう（検討委員コメント）。

- スポーツ推進計画の策定において、総合型地域スポーツクラブへの行政としての支援方針（クラブに対して、どのような支援をどのようなタイミングで実施するのか）の検討には時間が掛かった（首長部局主管市区町村）。
- スポーツ推進計画の策定にあたって、スポーツ基本法や基本計画を受けて、新たな施策目標を打ち出す際、庁内での議論に時間をかけた（首長部局主管市区町村：ヒアリング結果）。

3) 共通

○ **質問項目（アンケート 問12）**

貴自治体において「スポーツ推進計画」を策定する際の「情報種別」と「収集手段」について、以下の選択肢よりあてはまるものに○を付けてください。（いくつでも）

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P200 図表 190）（【検証項目9】）**

（都道府県）

都道府県において計画策定にあたって収集した情報については、おおむね、以下の傾向が見られた。

これらのことから、国内・地域内の動きについては様々な手段で情報収集しているが、「海外の取組事例等」については積極的に情報収集していないと読み取れる。

計画策定にあたって収集した情報	情報収集手段の傾向
「国の方針」 「他の地方公共団体の取組事例等」	「各種調査報告書」の割合が高い
「「庁内他部局」の実態・ニーズ」	「個別ヒアリング」の割合が高い
「「庁外団体」の実態・ニーズ」	「会議等」の割合が高い
「地域住民のニーズ」	「アンケート」の割合が高い
「海外の取組事例等」	「収集していない」の割合が高い

（市区町村）

市区町村において計画策定にあたって収集した情報については、おおむね、以下の傾向が見られた。

これらのことから、都道府県と同様、国内・地域内の動きについては様々な手段で情報収集しているが、「海外の取組事例等」については積極的に情報収集していないのではないかと読み取れる。

計画策定にあたって収集した情報	情報収集手段の傾向
「国の方針」	「各種調査報告書」の割合が高い
「「庁内他部局」の実態・ニーズ」 「「庁外団体」の実態・ニーズ」	「会議等」の割合が高い
「地域住民のニーズ」	「アンケート」の割合が高い
「海外の取組事例等」 「他の地方公共団体の取組事例等」	「収集していない」が最も高い

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目9】**

海外の取組事例等について情報収集がなされていない理由は何か。地方公共団体が情報収集に取り組む、あるいは国等が収集した情報について、地方公共団体における活用を促すにはどのような仕組が考えられるか。

○ **検証結果**

(考察)

- ・ 海外事例について情報収集がなされていない理由としては、海外事例について必ずしも関心が無いということではないものの、その情報を得ることによる効果が見えにくいためではないかと考えられる。そのため、示唆となる海外等の事例がある場合には、国や都道府県が、当該事例情報やその情報の活用方法について、市区町村に対して広く情報提供を行うことが考えられる。

(根拠)

- ・ そもそも海外事例が自身にとって有効な情報なのかどうかの判断に至っていない（教育委員会主管都道府県・市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 海外事例が自分達のスポーツ政策を検討する上で役に立つならばぜひ取得したい（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 最近インターネット等で情報収集がしやすくなり、自分で検索している行政職員もいる。海外事例に対する興味・関心を自治体一般として有していないとは言えないのではないか（検討委員コメント）。
- ・ 総合型地域スポーツクラブについてはドイツの事例が有名だが、ドイツの事例に関しては既に多くの情報が地方公共団体には入っているだろう。加えて、日本のスポーツ政策が独自の形態を有しており、海外の事例が必ずしも日本にとって参考にならないことを行政担当者は分かりつつあるのではないかと（検討委員コメント）。

○ **調査から明らかになった事実関係等**

(検討委員コメント)

川崎市で、総合型地域スポーツクラブ運営者の立場としてスポーツ推進計画の策定に携わったが、計画上に意見は反映されなかった。(**【検証項目10】**)

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目10】**

庁外団体に限らず、「計画策定段階で関わった関係主体」、また「関係主体とどのような検討を行ったのか」、さらに「検討結果はどの程度反映されたのか」について状況と課題を調査する。

○ **検証結果**

(考察)

- ・ 多くの地方公共団体では、庁内外を問わず様々な関係主体と協議をしながら計画の策定を実施しているものの、協議内容は「行政の取組方針」に関するものが多く、庁内外様々な主体との「協働の方向性」(どのような体制・役割分担で事業を実施するか等)についてはあまり協議・検討されておらず、計画の具体化につながっていないのではないかと考えられる。

(根拠)

- ・ 計画策定段階では庁内・庁外共に様々な主体と協議を実施している。計画の内容についても、関連部署や庁外の関係主体に対して適宜照会や協議を行っている(首長部局主管都道府県・首長部局主管市区町村:ヒアリング結果)。
- ・ 照会結果や協議結果については、行政が行うこと(施設整備等)に対する要望が多く、様々な主体との協働の仕方(どのような体制・役割分担で事業を実施するか等)についてはあまり議論がなされない(首長部局主管市区町村:ヒアリング結果)。

5.2.3. 「3.計画と各事業の関連性」

1) 都道府県

○ 質問項目（アンケート 問13）

貴自治体では、スポーツ政策推進の柱となるような政策目標はいくつ掲げられていますか。またそのうち「計測可能な目標」はいくつ含まれますか。それぞれ該当する数値を記入してください。

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書 P224 図表 212）

（全体）

都道府県において、計測可能な目標の種類については、「スポーツ実施率」が最も高く 90.5%、「スポーツ施策に対する住民満足度」が最も低く 7.1%。

（主管部局別）

「スポーツ施策に対する住民満足度」では「首長部局主管都道府県」の方が高く、「スポーツ実施率」「総合型地域スポーツクラブ設置数」「国際大会での実績（オリンピック・パラリンピック等）」「国民体育大会等全国規模の大会での実績」「子供の体力向上に係る目標」では「教育委員会主管都道府県」の方が高い。

特に、「子供の体力向上に係る目標」では、「教育委員会主管都道府県」（77.8%）が「首長部局主管都道府県」（33.3%）を約 45 ポイント上回っている。（【**検証項目 1 1**】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【**検証項目 1 1**】

「子供の体力向上に係る目標」で「教育委員会主管都道府県」が「首長部局主管都道府県」を上回る理由は何か。（「教育委員会主管都道府県」では、スポーツ実施に係る教育的な傾向が強いということか。「首長部局主管都道府県」では、スポーツ行政にどのような傾向が見られるのか）

○ 検証結果

（考察）

- ・ 「教育委員会主管都道府県」では、スポーツ施策の実施にあたり「学校」「教育」を重視していることが多いため、スポーツの取組においても「子供の体力向上に係る目標」を設定する割合が大きくなると考えられる。

（根拠）

- ・ 教育委員会での取組は、「学校」「教育」というテーマがまず念頭にくる。そのため、「学校」や「教育」のテーマの一環と考えられる「子供の体力向上」の目標への設定割合が、「首長部局主管都道府県」よりも「教育委員会主管都道府県」において高くなっているのではないかと（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ 「首長部局主管都道府県」の場合は、「スポーツとまちづくり」が主要なテーマと

して挙げられることが多い（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

2) 市区町村

○ 質問項目（アンケート 問13）

貴自治体では、スポーツ政策推進の柱となるような政策目標はいくつ掲げられていますか。

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書 P216 図表 204）

（全体）

市区町村では、政策目標を設定していない割合は 7.9%。

（主管部局別）

政策目標を設定していない割合は「首長部局主管市区町村」では 1.8%、「教育委員会主管市区町村」では 8.6%であり、「教育委員会主管市区町村」の方が政策目標を設定していない割合が高い。（【検証項目 1 2-1】）

（人口規模別）

人口規模別にみると人口規模が小さいほど、概ね政策目標を設定していない割合が高い。（【検証項目 1 2-2】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 1 2-1】

「教育委員会主管市区町村」の方が政策目標を設定していない割合が高い理由は何か。また、「首長部局主管市区町村」と「教育委員会主管市区町村」の間で、保有するリソースに何らかの違いがあるのか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ 教育委員会主管の市区町村は人口規模が小さい市区町村が多い。そのため、スポーツ政策の主要業務にスポーツ関連施設の管理・運営が主要な業務となっているケースもあり、業務の性格上、政策目標を設定し難いことが考えられる。
- ・ また、教育委員会には、学校教員が外向して、事務職員として勤務していることが多いと考えられる。計画に政策目標を盛り込み、当該政策目標の進捗管理していく手法は、首長部局などの一般的な行政部局と比較して、学校教育現場では用いられることが少ない。そのために行政としてのリソースに差が生じることから、「教育委員会主管市区町村」において計画に政策目標を設定している割合が低いのではないかと考えられる。

（根拠）

- ・ 教育委員会では、事務職員を教員が勤めていることが多い。教員の場合、行政の PDCA サイクルを意識するということはあまりないかもしれない（検討委員コメント）。

- ・ 教育委員会を構成する職員は、行政の事務職員よりも出向してくる学校教員の割合が比較的多い。そのため、「教育委員会主管市区町村」においては、取組の関心事は「学校」や「教育」となりやすい傾向がある（検討委員コメント）。

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目12-2】

人口規模が小さい市区町村ほど政策目標を設定していない割合が高い理由は何か。また、人口規模が小さい市区町村に何らかのリソースが不足しているならば、そのリソースはどのようなものか。どのような解決策が考えられるか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ アンケート結果からは、人口規模の小さい市区町村ほど、スポーツ政策を教育委員会で主管している傾向がうかがえる。「教育委員会主管市区町村」では、上記「検証項目12-1」の検証結果にもあるように、学校教員が教委職員を務めている場合が多いため、政策目標を設定していない割合が高く、人口規模と、主管部局の相関より、上記傾向が生じると考えられる。
- ・ また、人口規模の小さい市区町村の教育委員会では、学校に関する業務と、生涯教育等に関する業務とを職員が兼務していることも多いと考えられる。スポーツは、生涯教育等に含まれると考えられるが、兼務のため、スポーツに係る政策目標の検討・設定等も行いにくい可能性が考えられる。
- ・ 加えて、人口規模の小さい市区町村では、スポーツ関連施設の管理・運営が主要な業務となっているケースもあり、業務の性格上、政策目標を設定し難いことが考えられる。

（根拠）

- ・ 人口規模の小さい地方公共団体の教育委員会では政策の考え方として、「学校関連」、「その他」という分け方をすることが多い。生涯スポーツは「その他」の一部として位置づけられるため、生涯スポーツにかけられるリソースが十分でないこともあるだろう（検討委員コメント）。
- ・ 人口規模の小さい市区町村においては、スポーツ施設の維持管理等のルーティンワークが主要業務となっていることが多い。ルーティンワークに対して施策目標は立てるが、政策の柱となる政策目標までは立てない可能性がある（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ **質問項目（アンケート 問13）**

貴自治体では、スポーツ政策推進の柱となるような政策目標はいくつ掲げられていますか。またそのうち「計測可能な目標」はいくつ含まれますか。それぞれ該当する数値を記入してください。

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P221 図表 209）**

（全体）

政策目標を設定している市区町村のうち、計測可能な政策目標を設定していない割合は 23.7%。

（主管部局別）

主管部局別にみると「首長部局主管市区町村」では 7.5%、「教育委員会主管市区町村」では 25.7%であり、「教育委員会主管市区町村」の方が計測可能な政策目標を設定していない割合が高い。〔**検証項目 13-1**〕

（人口規模別）

人口規模別にみると、5 万人以上の市区町村ではおおむね 5.0%程度が計測可能な目標を設定していないが、5 万人未満の都市では「3～5 万人未満」で 4.8%、「1～3 万人未満」で 9.1%、「1 万人未満」で 17.6%であり、割合が高まる。〔**検証項目 13-2**〕

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 13-1】**

「教育委員会主管市区町村」の方が計測可能な政策目標を設定していない割合が高い理由は何か。また、「首長部局主管市区町村」と「教育委員会主管市区町村」の間で、保有するリソースに何らかの違いがあるのか。

○ **検証結果**

（考察）

- ・ 教育委員会主管の市区町村は人口規模の小さい市区町村が多い。そのため、スポーツ政策の主管業務はスポーツ関連施設の管理・運営が主要な業務となっているケースもあり、業務の性格上、計測可能な目標を設定している割合が少ないと考えられる。
- ・ また、教育委員会は学校教員から出向した職員が多く、政策管理業務に馴染みが無いことから、計測可能な政策目標を設定してない割合も高いのではないかと考えられる。

（根拠）

- ・ 教育委員会を構成する職員は、行政の事務職員よりも出向してくる学校教員の割合が比較的多い。そのため、「教育委員会主管市区町村」においては、取組の関心事は「学校」や「教育」となりやすい傾向がある（検討委員コメント）。
- ・ 教員は政策管理のような業務に馴染みが無いのではないかと（検討委員コメント）。

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目13-2】**

人口規模が 5 万人未満の市区町村では計測可能な政策目標を設定していない割合が高い理由は何か。また、人口規模の 5 万人未満の市区町村に何らかのリソースが不足しているならば、そのリソースはどのようなものか。

○ **検証結果**

(考察)

- ・ 教育委員会主管の市区町村は人口規模の小さい市区町村が多い。そのため、スポーツ政策の主管業務はスポーツ関連施設の管理・運営が主要な業務となっているケースもあり、業務の性格上、計測可能な目標を設定している割合が少ないと考えられる。
- ・ アンケート結果からは、人口規模の小さい市区町村ほど、スポーツ政策を教育委員会主管している傾向がうかがえる。「教育委員会主管市区町村」では、上記「検証項目12-1」の検証結果にもあるように、学校教員が教委職員を務めている場合が多いため、政策目標を設定していない割合が高く、人口規模と、主管部局の相関より、上記傾向が生じると考えられる。

(根拠)

- ・ 政策目標や計測可能な目標の設定の仕方は、地方公共団体の政策判断によって異なる（検討委員コメント）。
- ・ 人口規模の小さい市区町村においては、スポーツ施設の維持管理等のルーティンワークが主要業務となっていることが多い。ルーティンワークに対して施策目標は立てるが、政策の柱となる政策目標までは立てない可能性がある（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ **質問項目（アンケート 問13-1）**

貴自治体がスポーツ政策の中で設定している計測可能な目標は具体的にどのような内容ですか。以下の選択肢よりあてはまるものに○を付けてください。（いくつでも）

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P226 図表 214）**

（全体）

市区町村における計測可能な目標の種類については、「スポーツ実施率」が最も高く56.6%、「国際大会での実績」が最も低く4.5%である。

（主管部局別）

主管部局別にみると、「スポーツ実施率」では「首長部局主管市区町村」（79.8%）と「教育委員会主管市区町村」（52.5%）の差が約27ポイントと、最も顕著であった。

（【検証項目14】）

○ **事実関係等から抽出した検証項目（【検証項目14】）**

市区町村では、計測可能な政策目標として用いられている割合は「スポーツ実施率」が最も高いが、「首長部局主管市区町村」と「教育委員会主管市区町村」の間に約27ポイントの差が見られる。この差はどのような要因に基づくのか。

○ **検証結果**

（考察）

- ・ 人口規模の小さい市区町村ほど、スポーツ政策を教育委員会で主管しており、教育委員会主管市区町村の回答傾向には、人口規模の小さい市区町村の回答傾向が色濃く反映されると考えられる。人口規模が小さい市区町村では「スポーツ実施率」の採用割合は小さいことから、「首長部局主管市区町村」と比較して、「教育委員会主管市区町村」の方が「スポーツ実施率」の採用割合が小さくなると考えられる。

（根拠）

- ・ アンケート結果をみると、人口規模が小さいほど「スポーツ実施率」を採用している割合が小さい。人口規模5万人未満では約4割以上が計画を策定していない。一方、人口規模別の主管部局構成をみると、5万人未満では9割強が教育委員会主管となっている。人口規模5万人未満のサンプル数が市区町村全体の8割以上を占めていることから、主管部局別の傾向も人口規模5万人未満の傾向に影響されているのではないかと（検討委員コメント）。
- ・ スポーツ実施率については、スポーツ立国戦略に基づき採用している。他の市区町村も同様に採用していると思われるため、横比較ができるという理由である（首

長部局主管市区町村：ヒアリング結果)。

- ・ 教育委員会を構成する職員は、行政の事務職員よりも出向してくる学校教員の割合が比較的多い。そのため、「教育委員会主管市区町村」においては、取組の関心事は「学校」や「教育」となりやすい傾向がある（検討委員コメント）。

○ **質問項目（アンケート 問14）**

貴自治体が策定したスポーツ政策では、各政策目標と各年度に実施する事業の内容はどのようになっていますか。以下の選択肢よりあてはまるものに○を付けてください。（いくつでも）

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P232 図表 219）**

（全体）

市区町村において、政策目標と各年度の事業内容については「政策目標を達成するための具体的な事業内容が示されている」が最も高く、42.7%である。

（主管部局別）

主管部局別にみると「政策目標を達成するための事業計画が示されている」「政策目標を達成するための具体的な事業内容が示されている」「各政策・各事業の推進体制が示されている」「各政策・各事業の予算が示されている」の各項目において、「首長部局主管市区町村」の方が「教育委員会主管市区町村」よりも割合は高い。（【**検証項目 15**】）

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 15】**

「首長部局主管市区町村」の方が、政策目標と各年度の事業内容を関連付けている割合が高い理由はなぜか。

○ **検証結果**

（考察）

- ・ 「首長部局主管市区町村」と「教育委員会主管市区町村」では予算に関する権限が異なる。すなわち、「教育委員会主管市区町村」は、教育委員会ごとに独自の予算を有していることの反面として、予算要求の際に「教育委員会枠」としての上限があるため、各年度においても弾力的な予算要求ができず、計画に掲げる目標と、それを実現する具体的な事業の紐づけが難しいのではないかと考えられる。

（根拠）

- ・ （再掲）教育委員会は行政組織の中でも独自の組織なので、首長部局との連携に関して難しい部分があるのは事実である（検討委員コメント）。
- ・ 教育委員会事務局は首長部局と比較して、財源・予算の裁量が限定的な面もあり、財源・予算枠の範囲でしか、計画を書きにくいこともあると思う（検討委員コメント）。
- ・ 首長部局に移管すると政策に係る予算が付きやすくなる、というのは一般的によく指摘されていることである。教育委員会には予算の枠がある一方、首長部局の

場合は、部局間連携によって他部局の予算や補助制度を利用することで、スポーツ担当部局の予算枠を超えた取り組みも行いやすくなる（検討委員コメント）。

3) 共通

○ 質問項目（アンケート 問14）

貴自治体が策定したスポーツ政策では、各政策目標と各年度に実施する事業の内容はどのようになっていますか。以下の選択肢よりあてはまるものに○を付けてください。（いくつでも）

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書 P230 図表 217）

（都道府県）

都道府県における政策目標と各年度の事業内容の関係については、「政策目標を達成するための具体的な事業内容が示されている」が 76.6%で最も高く、「各政策・各事業（もしくはどちらか一方）の予算が示されている」が最も低く 4.3%である。（【検証項目 16・17】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 16】

計測可能な目標として、各自治体が目標設定する際に、踏まえるべき観点はどのようなものか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ 計測可能な目標は、①他の地方公共団体との比較が可能な指標、②各自治体が独自の政策目標に照らし合わせて進捗度合いや達成度を把握する指標、に大別されると考えられる。
- ・ ①については、いずれの自治体でも把握可能な指標を設定することも考えられる。他方、②については、それぞれの自治体が定めた目指すべき目標をもとに独自に検討・設定することが望ましいと考えられる。
- ・ 特に①については、他の地方公共団体との比較が可能である指標設定の仕組みづくりを促進のためには、例えば、「NIRA 型ベンチマークモデル」を応用したベンチマーキング手法の整備が考えられる。スポーツ政策の場合に当てはめると、スポーツ実施率という同定義の指標を複数の地方公共団体で比較し、相対的な結果から、スポーツ政策推進上の好事例や課題等を見出すことが可能となると考えられる。

（根拠）

- ・ 指標設定の工夫として経年での比較が可能な指標や、他の地方公共団体との比較が可能な指標、また幅広い主体に対してスポーツの取組の重要性を説明する際に説明力のある指標（経済効果等）を設定している（首長部局主管都道府県・教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 指標設定については、各地方公共団体自身が目指すべきスポーツのありようにつ

いて、利害関係者と協議をしながら検討・設定すべき（検討委員コメント）。

- ・ 地域間の指標の横比較という観点では、NIRA 型ベンチマークモデルが参考になり得る（検討委員コメント）。
- ・ 計測可能な指標の多くは、当該地方公共団体が既に有しているデータに基づいて設定している傾向にある。要は収集可能な指標となっている（検討委員コメント）。
- ・ 本来ならば地方公共団体として目指すべき姿を明確にし、その姿を測るための指標が必要である。また、目標値をどのレベルに設定するのか（例えば全国平均とするのか）について地方公共団体内で議論することが必要である（検討委員コメント）。
- ・ 国等が指標の標準を示すのであれば、1種類だけではなく、様々な観点に立った複数の指標を選択肢として提示することが必要である。定められた指標を押しつける形になると、個々の地方公共団体が思考停止に陥ってしまう可能性がある（検討委員コメント）。

※NIRA 型ベンチマークモデルの概要

- ・ 総合研究開発機構（NIRA）によって、都市自治体の行政経営改革支援のツールとして開発された。他の地方公共団体と評価指標等のデータを比較することによって、好事例の把握を可能とするものである。当該モデルに関する研究等は2008年度まで「都市行政評価ネットワーク会議」において実施されていた。
- ・ ベンチマーキング手法とは、好事例となるような取組を行っている主体と当事者の取組を比較して課題等を明らかにし、課題に対する打ち手を講じることで当事者の取組の改善を図るというものである。
- ・ NIRA 型ベンチマーキングモデルは、他の地方公共団体との比較が可能である指標を好事例となる取組を抽出する為の手段として用いるものである。

「4.計画の進捗管理方法」

2) 市区町村

○ **質問項目（アンケート 問16）**

貴自治体では、「スポーツ推進計画」などスポーツ施策について目標等を定めている計画、及びそれに付随する各事業の進捗管理・改善のための評価を実施していますか。あてはまるものに○を付けてください。（どれか一つ）

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P282 図表 295）**

（全体）

市区町村では、評価を実施していない割合は 29.3%。〔**検証項目 17**〕

（主管部局別）

主管部局別にみると、「首長部局主管市区町村」では 14.9%、「教育委員会主管市区町村」では 30.9%。〔**検証項目 18**〕

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 17】**

評価結果を予算へ反映する上で、どのような促進策や課題があるのかについて調査する。

○ **検証結果**

（考察）

- ・ 評価結果を予算へ反映させるための促進策としては、スポーツ政策に限らず行政全体の観点では主に財政面での行政経営の効率化が図れるという点が挙げられる。
- ・ 一方で主な課題としては、既存の予算要求制度に施策や事務事業の評価結果を紐付けるためには、自治体全体の予算要求の仕組みを大幅に変える必要があることが考えられる。

（根拠）

- ・ 施策・事業等の評価結果を予算へ反映する仕組みを検討する際、スポーツ政策のみ、というような部分最適を目指すことは出来ない。行政としてどの政策・施策を優先付けていくのかという全体最適を目指すことに意味がある。したがって、スポーツ政策だけで議論出来ない大きなテーマである（検討委員コメント）。
- ・ ある市では、行政評価結果を予算へ反映させるために行政改革課、財政課、総合政策課と協議を行ったが、予算を反映させるためにはシステムを導入する必要があり、膨大な資金が必要となることから行政評価結果を予算へ反映するための取組は見送ることにした（行政評価に係る事例）。

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目18】**

市区町村において「教育委員会主管市区町村」で評価を実施していない割合は「首長部局主管市区町村」と比して高い。このような違いが生じる理由は何か。

○ **検証結果**

(考察)

- ・ 教育委員会においては、首長部局に比して、学校教員が事務職員として出向している事例が多く、そうした職員は政策評価に馴染みがないことから、政策評価を行いにくくなる可能性が考えられる。
- ・ 教育委員会主管市区町村は人口規模の小さい小規模市区町村が多い。そのため、政策評価のためのリソースが少なく、実施割合は低いと考えられる。

(根拠)

- ・ 地方公共団体の特性にもよるが、一般的には、教育委員会の職員は事務職員よりも出向してきた教員の比率が高く、政策評価が浸透しにくい(検討委員コメント)。

5.2.4. 「5.計画策定・実行にあたってのリソース」

1) 都道府県

○ 質問項目（アンケート 問1）

貴自治体において、主にスポーツ政策を所管している部署の担当職員数（正規）についてお答えください。

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書 P29 図表 24）

（主管部局別）

スポーツ政策を所管している部署の担当職員数は、「首長部局主管都道府県」では「競技スポーツ担当」の割合が「教育委員会主管都道府県」に比べて高い。（【**検証項目 19**】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【**検証項目 19**】

都道府県で、「競技スポーツ担当」の割合が「首長部局主管都道府県」の方が高い理由は何か。また、競技スポーツに係る行政において、「首長部局主管都道府県」と「教育委員会主管都道府県」でどのような違いが見られるか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ 「教育委員会主管都道府県」では、教育行政の一環としてスポーツ行政を所管していることから、スポーツに対するリソースは、「首長部局主管都道府県」よりも限定されるのではないかと考えられる。
- ・ すなわち、多くの地方公共団体や検討委員からも指摘があるように、教育委員会では「学校」や「教育」等の取組が優先される傾向があることから、「教育委員会主管都道府県」では競技スポーツの優先度は「学校体育」等の取組よりも低くなると考えられる。

（根拠）

- ・ （再掲）教育委員会での取組は、「学校」「教育」というテーマがまず念頭にくる（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果、検討委員コメント）。
- ・ 教育委員会等の教育行政においては学校に対する指導行政の比率が高く、そのために教育行政におけるスポーツの優先順位（位置づけ）は低くなる可能性がある（検討委員コメント）。

○ **質問項目（アンケート 問2-1）**

審議会の事務局構成及び委員構成について、あてはまるものに○を付けてください。
(いくつでも)

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P47 図表 42）**

スポーツ推進審議会の委員構成について、「体育協会」「スポーツ推進委員」からの委員構成をとる都道府県の割合が他の項目と比して高い。一方、「民間営利スポーツクラブ」「プロスポーツチーム」「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」といった、統括団体以外の民間のスポーツ団体の割合は低い。〔**検証項目 20**〕

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 20】**

「民間営利スポーツクラブ」「プロスポーツチーム」「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」といった、統括団体以外の民間のスポーツ団体の割合が低い理由は何か。
庁外団体との連携においてそのきっかけ（または促進要素）や連携しない理由（または課題）を調査することで、庁外団体との連携段階で生じ得る課題等を把握する。

○ **検証結果**

(考察)

- ・ 民間主体との連携意向は一部ではみられるものの、「体育協会」、「スポーツ推進委員」と民間主体の間ではネットワークに乏しいため(人的繋がりが無い、打診する為の窓口が分からない、等)、連携に向けた具体的な協議等が進んでおらず、結果として連携の割合も低くなっていると考えられる。

(根拠)

- ・ 機会があれば、民間主体と連携した施策等を実施したいが、こちらから連携を打診しても、断られる場合もある（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ 民間主体と連携したいが、具体的にどの窓口に連絡をしたらよいか分からない（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。

2) 市区町村

○ 質問項目（アンケート 問1）

貴自治体において、主にスポーツ政策を所管している部署の担当職員数(正規)についてお答えください。

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書 P31 図表 26）

（全体）

市区町村においては、スポーツ政策を所管している部署における担当職員数は、「生涯スポーツ担当」の割合が41.7%で最も大きい。

（人口規模別）

これを人口規模別にみると、人口規模が小さい市区町村では、「生涯スポーツ担当」の割合が高い傾向が見て取れる。（【検証項目21】）

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目21】

人口規模が小さい市区町村において、「生涯スポーツ担当」の割合が高い傾向が見て取れる理由はなぜか。住民のスポーツに対する行政ニーズが高いということか。または、住民のスポーツに係る行政ニーズに対して、人口規模が小さい市区町村の方が対応しているということか。

○ 検証結果

（考察）

- ・ 人口規模が小さい市区町村の教育委員会では、学校教育(学校内)を所管する部署と、生涯学習(学校外)を所管する部署に分かれており、スポーツ政策は、後者が担当することが多いと考えられる。
- ・ また、人口規模が小さい市区町村では「競技スポーツ」に対するニーズや団体も少なく、その結果、生涯スポーツがスポーツに係る主要な政策テーマになっていることが考えられる。
- ・ なお、アンケート結果からは、人口規模の小さい市区町村ほど、スポーツ政策を教育委員会が主管している傾向がうかがえる。そのため、上記の回答傾向には、教育委員会所管市区町村の回答傾向が影響を与えていると考えられる。

（根拠）

- ・ 例えば人口1万人の村で「競技スポーツとして何をやるのか」という議論になる。人口規模の小さい市区町村が生涯スポーツに注力したい、と言うのは当然のことだろう。また、学校体育以外のスポーツは全て生涯スポーツとして位置づけている可能性もある（検討委員コメント）。
- ・ 人口規模の小さい市区町村では、スポーツ政策に関連する部署が存在せず、生涯

学習課等の部署に担当職員がおり、兼務内容の一つとしてスポーツを担当している場合がある。そのため、スポーツ政策に労力を割くのが難しい（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

- 人口規模の大小にかかわらず、住民としての健康増進等を図る観点から、市区町村のスポーツ政策において行政としての優先度は「競技スポーツ」よりも「生涯スポーツ」の方が高い傾向にある（首長部局主管市区町村：ヒアリング結果）。
- 競技スポーツは、人口規模の小さい市区町村ではニーズ自体が少ない（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ **質問項目（アンケート 問2）**

貴自治体では、スポーツ振興に関する審議会等（スポーツ振興審議会、スポーツ推進審議会等）を設置していますか。あてはまるものに○をつけてください。（どれか一つ）

○ **調査から明らかになった事実関係等（報告書 P39 図表 34）**

（全体）

市区町村においては、スポーツ推進審議会等を設置している市区町村の割合は39.8%である。

（主管部局別）

これを主管部局別にみると、「首長部局主管市区町村」が「教育委員会主管市区町村」に比べてスポーツ推進審議会等を設置している割合が高い。【**検証項目 2 2**】

（人口規模別）

人口規模別にみると、人口規模が多い都市ほどスポーツ推進審議会を設置している割合は高い。【**検証項目 2 3**】

○ **事実関係等から抽出した検証項目**

「首長部局主管市区町村」の方がスポーツ推進審議会を設置している傾向が高い理由は、どのようなものか。【**検証項目 2 2**】

○ **検証結果**

（考察）

- ・ 「教育委員会主管市区町村」では、条例に基づくスポーツ推進審議会ではなく、その他の委員会等（生涯学習審議会や教育長の諮問機関）でスポーツ政策の検討を行っているケースが多いと考えられる。そのため、「首長部局主管市区町村」の方が相対的にスポーツ推進審議会を設置している傾向が高いと考えられる。

（根拠）

- ・ 教育委員会においては、スポーツ推進審議会が生涯学習推進審議会等別の組織体の一部として組み込まれている可能性がある（検討委員コメント）。
- ・ スポーツ推進計画の策定段階において一時的な検討委員会が必要となった場合には、一時的な教育長の私的諮問機関として立ち上げる可能性がある（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果、検討委員コメント）。
- ・ 教育委員会では条例によってスポーツ推進審議会を設置するのではなく、教育委員会規則に基づいたスポーツ政策推進の検討に係る委員会を設置している（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ **事実関係等から抽出した検証項目【検証項目23】**

人口規模が小さい市区町村でスポーツ推進審議会を設置していない傾向が見られるが、どのような要因によるものか。

○ **検証結果**

(考察)

- ・ アンケート結果からは、人口規模の小さい市区町村ほど、スポーツ政策を教育委員会で主管している傾向がうかがえる。そのため、上記の回答傾向には、教育委員会主管市区町村の回答傾向が影響を与えていると考えられる。既述のとおり、教育委員会主管市区町村では、スポーツ推進審議会を新たに設置せず、その他の委員会や審議会等を兼ねていることが多く、この傾向が反映されているものと考えられる。
- ・ また、人口規模の小さい市区町村では、関連する政策テーマ（例えばスポーツと、生涯学習や社会教育等）の審議会を別途設置するとしても、審議会委員構成が重複することが多いことも影響していると考えられる。

(根拠)

- ・ 人口規模が小さい市区町村では、スポーツ推進審議会を新たに設置するのではなく、既にある他の審議会（社会教育審議会、生涯学習審議会等）で議論している可能性がある（検討委員コメント）。
- ・ 人口規模が小さい市区町村だと、複数の審議会を設置しても、同じ委員で構成されるという可能性もある（検討委員コメント）。

3) 共通

○ 質問項目（アンケート 問2-1）

審議会の事務局構成及び委員構成について、あてはまるものに○を付けてください。
(いくつでも)

○ 調査から明らかになった事実関係等（報告書 P43 図表 38、報告書 P45 図表 40）

(都道府県：主管部局別)

スポーツ推進審議会の事務局構成について、「首長部局主管都道府県」の方が「教育委員会主管都道府県」に比べて、教育委員会以外の部局からの職員で事務局を構成している傾向が見て取れる。〔**検証項目 2 4**〕

(市区町村：主管部局別)

スポーツ推進審議会の事務局構成について、「首長部局主管市区町村」では教育委員会以外からの職員で事務局を構成する傾向が見て取れる。一方、「教育委員会主管市区町村」では、教育委員会の職員で事務局を構成する傾向が見て取れる。〔**検証項目 2 4**〕

「都道府県と市区町村を繋ぐ連絡協議会では、組織を設立した目標・目的が忘れられてしまい、会議資料を作って情報を流してハイ終わり、という形になってきている。何のための組織なのかを常に確認していかなければいけない。」(検討委員)
(**検証項目 2 5**)

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目 2 4】

スポーツ推進審議会の事務局を、教育委員会以外の職員から構成することで、スポーツ行政の推進に当たってどのような利点があるのか。また、教育委員会の職員から構成することでどのような利点があるのか。

○ 検証結果

(考察)

- ・ スポーツ主管課だけでなく、福祉関連部署や観光関連部署や施設整備関連部署等の職員から事務局を構成することによって、施策等の実施にあたって関連部署の協力を得やすいことが利点として考えられる。
- ・ 一方、教育委員会の職員から構成する場合、学校との繋がりの強さから学校体育関連施策の推進については円滑に推進し易いと考えられる。

(根拠)

- ・ 事務局を複数部局で運営する場合、スポーツ推進を多面的に捉えることができ、スポーツ政策の実行性が高まる（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ 教育委員会は学校との繋がりが強いため、学校体育関連施策については、首長部

局よりも教育委員会を通した方が進めやすい（首長部局主管都道府県・市区町村：ヒアリング結果）。

- ・ 一方、事務局を教育委員会で組成している場合、学校体育等との親和性の高い組織体となるであろう（検討委員コメント）。

○ 事実関係等から抽出した検証項目【検証項目25】

都道府県と市区町村が連携を図る上での連絡協議会が形骸化しているというケースも考えられる。

ここでは、都道府県と市区町村が連携を図る上での課題等を調査する。

○ 検証結果

（考察）

- ・ 都道府県から市区町村への支援上の課題としては、連絡・協議に係る人件費等の財政的な面が一要因となっていると考えられる。

（根拠）

- ・ 県から派遣社会教育主事を各市区町村へ派遣し、市区町村におけるスポーツ推進等の支援をしていたが、文部科学省からの補助金が終了して以降、県だけでは派遣費用（人件費等）を負担しきれず、制度の採用をとりやめた（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

5.3. スポーツ推進計画を策定あるいは見直しする際の課題と方策

前項の「検証結果」を導き出す過程等で明らかとなった、スポーツ政策に係る計画の策定あるいは見直しをする際の課題と方策（NRI 案）について整理する。

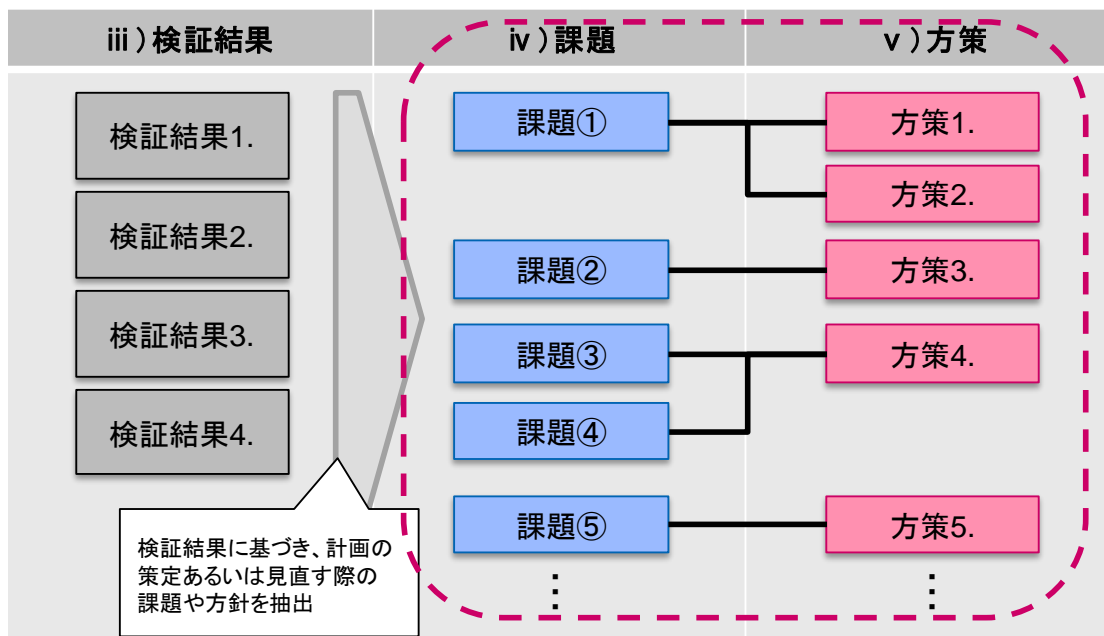
アンケート結果から、都道府県のスポーツ政策に係る計画策定割合は 95.7%（他の現在未策定の 2 県も今後策定予定）であるのに対し、市区町村の計画策定割合は約 28.1%となっている。このため、本調査では主に市区町村の当該計画の策定に資することを目的とした課題や方策を整理する。課題や方策を整理した一覧表は図 324 から図 328 に示す通りである（なお、本項で述べる「課題」及び「方策」は、前項の「検証結果」に対応するものに加えて、本調査の過程で明らかになったものも追加している）。

整理にあたっては、「人口規模」及び「スポーツ政策推進上の主管部局」という 2 つの観点で整理した。特に「人口規模」については、人口規模 10 万人以上の市区町村を「大規模市区町村」とし、10 万人未満の市区町村を「小規模市区町村」とした。

なお、地方公共団体から得られたコメント（アンケートの自由回答及びヒアリング結果）については、地方公共団体名を非公表としている。

本調査で導き出した課題と方策は次頁以降で示す。

図表 323 課題と方策の抽出・整理フロー



図表 324 検証項目と課題の対応関係（その1）

課題に対応する検証項目	課題	方策
<p>【検証項目3】 人口規模の小さい市区町村で計画策定が進んでいない理由は何か。また、人口規模の小さい市区町村で計画策定を促進するための解決方策はどのようなものか。</p>	<p>課題① 担当職員不足により、計画策定に労力を割くことが出来ない</p>	<p>方策 1. (国・都道府県) ○スポーツ振興に係る知見を有する人材の育成・派遣等による計画策定・運用支援</p>
		<p>方策 2. ○広域的な市区町村連携による計画策定・運用の検討</p>
		<p>方策 3. ○大学等の庁外主体との連携による計画策定の促進</p>
	<p>課題② 財源不足により、スポーツ政策の優先順位が低下し、計画策定等、スポーツ政策の推進が困難となる</p>	<p>方策 3. (再掲) ○大学等の庁外主体との連携による計画策定の促進</p>
		<p>方策 4. ○総合計画等におけるスポーツ政策の位置づけの検討（単独計画としてスポーツ推進計画の策定が困難な場合）</p>
	<p>課題⑧ スポーツ推進における実働主体の行政依存による、行政担当者の人的負担増</p>	<p>方策 11. ○スポーツ推進計画における行政と関連主体との役割分担の記載の充実</p>

図表 325 検証項目と課題の対応関係（その2）

課題に対応する検証項目	課題	方策
<p>【検証項目3】 人口規模の小さい市区町村で計画策定が進んでいない理由は何か。また、人口規模の小さい市区町村で計画策定を促進するための解決方策はどのようなものか。</p>	<p>課題⑨ 過疎や少子高齢化によるスポーツを「する」人口の減少</p>	<p>方策 12. ○交流人口をも視野に入れたスポーツ推進目標の設定及び運用</p> <p>方策 2.（再掲） ○広域的な市区町村連携による計画策定・運用の検討</p>
	<p>課題⑩ 高齢化によるスポーツ推進の担い手不足</p>	<p>方策 1.（再掲） （国・都道府県） ○スポーツ振興に係る知見を有する人材の育成・派遣等による計画策定・運用支援</p>
<p>【検証項目9】 海外の取組事例等について情報収集がなされていない理由は何か。地方公共団体が情報収集に取り組む、あるいは国等が収集した情報について、地方公共団体における活用を促すにはどのような仕組みが考えられるか。</p>	<p>課題③ 類似自治体における取組事例等スポーツ推進上の関係主体との連携等に関する具体的な取組事例不足</p>	<p>方策 5. （国・都道府県） ○スポーツ推進計画の策定・運用に係る好事例集等の情報発信</p>

図表 326 検証項目と課題の対応関係（その3）

課題に対応する検証項目	課題	方策
<p>【検証項目10】 庁外団体に限らず、「計画策定段階で関わった関係主体」、また「関係主体とどのような検討を行ったのか」、さらに「検討結果はどの程度反映されたのか」について状況と課題を調査する。</p>	<p>課題④ 行政としてのスポーツ政策の方向性が定まらず、検討会における議論が発散してしまう</p>	<p>方策 6. ○スポーツ関連条例の制定など、自治体としてのスポーツ政策の方向性・理念等の明確化</p>
	<p>課題⑦ スポーツ主管部局以外の多様な部局との連携があまりなされていない</p>	<p>方策 10. ○スポーツ推進に係る全庁的な協議の場等の設置による分野間連携の強化</p>
<p>【検証項目16】 計測可能な目標として、各自治体が目標設定する際に、踏まえるべき観点はどのようなものか。</p>	<p>課題⑥ スポーツ推進計画の評価指標について、計測可能な指標として、どのような指標を設定すべきかということの判断が困難</p>	<p>方策 8. （国・都道府県） ○スポーツ推進・振興に係る進捗管理・計測指標等に係るガイドライン等の検討</p>
		<p>方策 9. （国・都道府県） ○市区町村等におけるスポーツ推進・振興に係る実態調査等への支援</p>

図表 327 検証項目と課題の対応関係（その4）

課題に対応する検証項目	課題	方策
<p>【検証項目17】 評価結果を予算へ反映する上で、どのような促進策や課題があるのかについて調査する。</p>	<p>課題⑪ スポーツ推進に係る取組の評価結果を他の地方公共団体と比較出来ない</p>	<p>方策 8.（再掲） （国・都道府県） ○スポーツ推進・振興に係る進捗管理・計測指標等に係るガイドライン等の検討</p>
<p>【検証項目20】 「民間営利スポーツクラブ」「プロスポーツチーム」「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」といった、統括団体以外の民間のスポーツ団体の割合が低い理由は何か。庁外団体との連携においてそのきっかけ（または促進要素）や連携しない理由（または課題）を調査することで、庁外団体との連携段階で生じ得る課題等を把握する。</p>	<p>課題⑫ スポーツ政策において、各実施主体の目的にばらつきが生じる</p>	<p>方策 13. ○計画策定段階からの関連主体の参画促進による、取組内容の体系化</p>
	<p>課題⑬ 庁内外主体と連携する術が分からない</p>	<p>方策 5.（再掲） （国・都道府県） ○スポーツ推進計画の策定・運用に係る好事例集等の情報発信（アドバイザー人材の紹介等）</p>
	<p>課題⑮ 庁外主体との連携に関する具体的な取組イメージが不明確</p>	<p>方策 5.（再掲） （国・都道府県） ○スポーツ推進計画の策定・運用に係る好事例集等の情報発信（外部等の連携による好事例集等）</p>

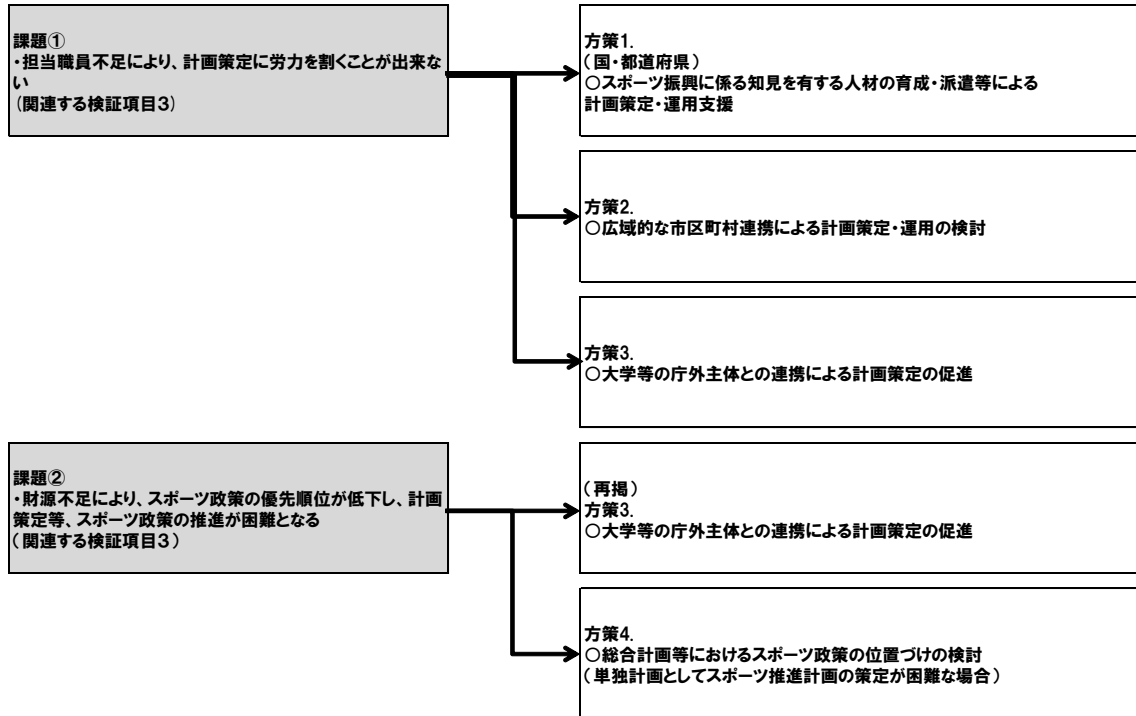
図表 328 検証項目と課題の対応関係（その5）

課題に対応する検証項目	課題	方策
検証項目以外	<p>課題⑤</p> <p>施設の老朽化等があっても、財政難のために施設の整備がすすまない</p>	<p>方策 7.</p> <p>計画に掲げられた方向性等を踏まえた、近隣地域間におけるスポーツ施設の相互利用の促進</p>
	<p>課題⑭</p> <p>小、中、高の一貫した部活動指導が実施出来ない</p>	<p>方策 14.</p> <p>総合型地域スポーツクラブなど外部主体との連携による、学校体育の補完の方策の検討</p>

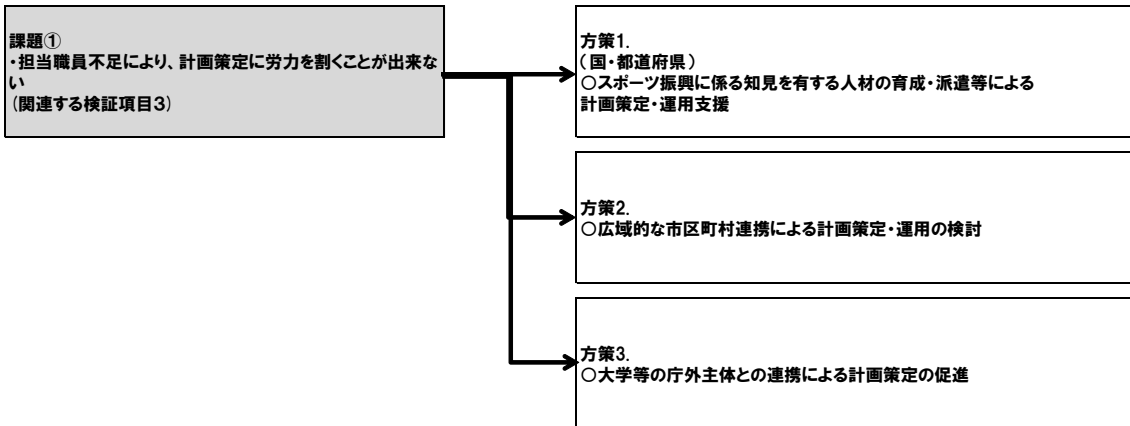
5.3.1. 計画の策定状況

スポーツ政策に係る計画を策定するきっかけの段階に生じ得る課題及び方策を整理した。

図表 329 : 「計画の策定状況」の課題及び方策



<課題①>



● 課題① 担当職員不足により、計画策定に労力を割くことが出来ない（関連する検証項目3）

【本課題の主な対象】小規模市区町村

- ・ 特に小規模市区町村においては、担当職員不足により計画策定に労力を割くことが出来ないという状態が生じていると考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ 人口規模が小さくなるほどスポーツ政策に係る計画を策定している割合が小さくなる傾向が見られた（なお、これらの傾向を生じさせる要因としては、スポーツ政策に携わる担当者数が少ない為に、担当者が兼務等により多忙を極め、計画の策定が困難であるという指摘が、市区町村や都道府県、検討委員からあった。）（アンケート結果・都道府県・市区町村：ヒアリング結果・検討委員コメント）。

○ 課題①に対する方策

<方策1.>

（国・都道府県）

スポーツ振興に係る知見を有する人材の育成・派遣等による計画策定・運用支援

- ・ 国や都道府県が市区町村のスポーツ推進役としての人材の育成や派遣等を実施することにより、市区町村における計画の策定や運用の支援をすることが考えられる。

<方策2.>

広域的な市区町村連携による計画策定・運用の検討

- ・ 一市区町村による計画の策定が困難である場合は、近隣の複数の市区町村間の連

携によって、スポーツ政策の共同推進を図ると共に、計画の策定を促す方法も考え得る。

<方策 3.>

大学等の庁外主体との連携による計画策定の促進

- ・ 大学等研究機関に対して、自治体経営に関する研究活動の一環という形式で計画の策定に協力してもらう方法が考えられる。計画の策定等に係る費用は行政と大学等研究機関との共同出資や、場合によっては大学等研究機関からの研究費で賄うことも期待できる。また、費用面でのメリットだけでなく、大学等研究機関が保有する専門の知見を得ることも期待できる。

◇ 関連する調査結果

<方策 1.に関連するもの>

- ・ 各市町村の派遣スポーツ主事らが集まる派遣スポーツ主事会議（年 7 回開催）において、県のスポーツ推進計画をベースとして、市区町村それぞれの実態や取組に照らし合わせて「自分の地方公共団体の場合であればどのように実施できそうか、課題はあるか」等の意見交換を実施している（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。

※派遣スポーツ主事制度：県の教員を県が各市区町村に 1 名ずつ派遣し、地域のスポーツ推進役としてスポーツ施策全般に係る業務を行う。人件費は県と市町村が負担する。

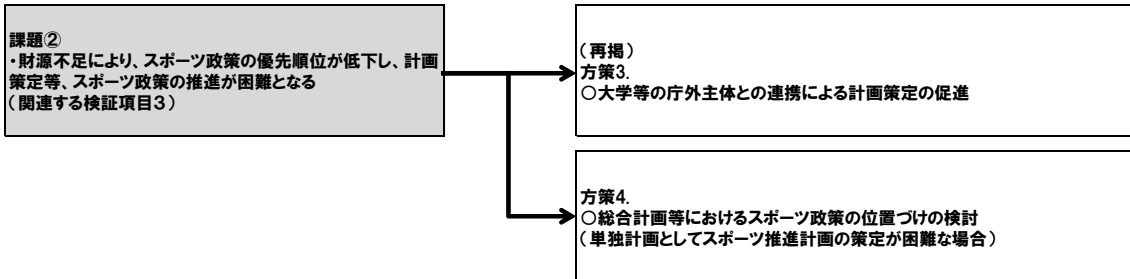
<方策 2.に関連するもの>

- ・ 一つの市区町村で計画策定が困難な場合やスポーツ政策の推進が難しい場合には、周辺市区町村と連携した共同事務組合を設立する等をして計画を策定するということが十分に可能なのではないか（検討委員コメント）。

<方策 3.に関連するもの>

- ・ ある市区町村では大学教授と共に、共同研究という形式でスポーツ推進計画を策定した。計画策定に係る費用等は共同研究費という形式で全て大学が負担している。また専門家の知見も得られた（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ 地方公共団体が有する情報（住民基本台帳）等は自治体経営を研究している大学にとっては魅力的なデータである。大学側にとっては、住民基本台帳等を活用することでより精度の高い研究が可能となるだろう（検討委員コメント）。

<課題②>



● 課題② 財源不足により、スポーツ政策の優先順位が低下し、計画策定等、スポーツ政策の推進が困難となる（関連する検証項目3）

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村/首長部局/教育委員会

- ・ 地方公共団体の財政状況が厳しいことを受け、地方公共団体の政策全体におけるスポーツ政策の優先順位が低下し、より優先順位の高い他の政策分野に地方公共団体のリソースが投下されていることから、スポーツ政策に係る計画についても、財政難が原因となり、計画の策定が進まないことが考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ 財政難により、スポーツ政策推進の優先順位は低下していると思われる（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ スポーツに関する予算は縮小傾向にあり、当町のような小規模地方公共団体では、スポーツ政策を推進していくことが困難な状況となっている（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 計画の策定にあたっては、自分達の自治体でのスポーツ実施状況等を調査する必要がある。また、調査や実際の計画作りでは、外部事業者に委託することもある。そのため、特に人口規模の小さい市区町村では、計画策定に係る調査費や外注費が賄えない場合もあるだろう（検討委員コメント）。

○ 課題②に対する方策

<方策3.>（再掲）

大学等の庁外主体との連携による計画策定の促進

- ・ 大学等研究機関に対して、自治体経営に関する研究活動の一環という形式で計画の策定に協力してもらう方法が考えられる。計画の策定等に係る費用は行政と大学等研究機関との共同出資や、場合によっては大学等研究機関からの研究費で賄うことも期待できる。また、費用面でのメリットだけでなく、大学等研究機関が保有する専門の知見を得ることも期待できる。

- ・ また、大学側にとっても、計画の策定にあたって地方公共団体の有する様々な情報（住民基本台帳等）を利用出来るという点に学術的な利点があると考えられる。
- ・ そのため、地方公共団体においては、保有している情報等を提供する代わりに計画策定の協力を仰ぐことで、大学と連携することが考えられる。

<方策 4.>

総合計画等におけるスポーツ政策の位置づけの検討（単独計画としてスポーツ推進計画の策定が困難な場合）

- ・ 財政難の状態では、スポーツ政策に係る単独の計画を策定するための予算は確保しにくい可能性がある。
- ・ 一方、スポーツ政策を単独の計画としてではなく、町の総合計画の一部として策定しているケースが見られた。その中では、策定に係る予算は総合計画策定に係る費用で賄うことができることがポイントとして指摘された（スポーツ推進計画単独のための策定予算を確保する必要がない）。
- ・ このことから、単独のスポーツ推進計画の策定が困難である市区町村においては、スポーツに政策の目標や施策内容を、総合計画内に位置づけることが考えられる。

◇ 関連する調査結果

<方策 3.に関連するもの>（再掲）

- ・ ある市区町村では大学教授と共に、共同研究という形式でスポーツ推進計画を策定した。計画策定に係る費用等は共同研究費という形式で全て大学が負担している。また専門家の知見も得られた（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ 地方公共団体が有する情報（住民基本台帳）等は自治体経営を研究している大学にとっては魅力的なデータである。大学側にとっては、住民基本台帳等を利活用することでより精度の高い研究が可能となるだろう（検討委員コメント）。

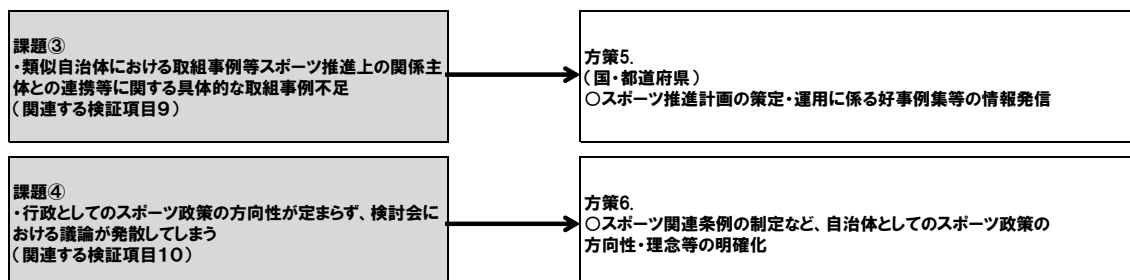
<方策 4.に関連するもの>

- ・ 単独の計画を策定しようとする、策定の予算が必要となるが人口規模が小さい市区町村では確保が難しい。総合計画の一部として計画を策定することで、スポーツ関連調査等も総合計画の予算内で賄うこと出来る。また、総合計画の一部であればスポーツ愛好家に偏らない評価の視点を得ることが可能（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 当町では「スポーツ推進計画」は策定されていないが、「社会教育中期計画」及び単年度ごとの「社会教育事業計画」の中にスポーツに係る項目がある（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

5.3.2. 計画の策定プロセス

スポーツ政策に係る計画を実際に策定する際（策定主体の選定、情報収集等）に生じ得る課題及び方策を整理した。

図表 330：「計画の策定プロセス」の課題及び方策



<課題③>

課題③

・類似自治体における取組事例等スポーツ推進上の関係主体との連携等に関する具体的な取組事例不足
(関連する検証項目9)

方策5.

(国・都道府県)

○スポーツ推進計画の策定・運用に係る好事例集等の情報発信

● 課題③ 類似自治体における取組事例等スポーツ推進上の関係主体との連携等に関する具体的な取組事例不足（関連する検証項目9）

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村/首長部局/教育委員会

- ・ 多様化したスポーツ政策に対するニーズに対応する為には、スポーツ政策の主管部局だけでなく他の部局と連携した施策等を検討する必要がある。また、地方公共団体においても、他部局との連携等、新たな取組の必要性が認識されつつあると思われる。しかしながら、新たな取組等の事例等の情報を把握している地方公共団体は少ないと考えられる。
- ・ スポーツ政策推進上の関係主体との連携に関する具体的な取組事例の蓄積があれば、各地方公共団体における庁内外の関係主体との連携がより進む可能性がある。

◇ 関連する調査結果

- ・ アンケート結果「市区町村において計画の策定にあたって収集した情報（人口規模別）」の「5. 他の地方公共団体における取組事例等」を見ると、人口規模が小さいほど「f) 収集していない」の割合が大きくなるという概ねの傾向が見られた（アンケート結果）。
- ・ 地域性の似通った地方公共団体の情報が無いため現在政策をすすめている地方公共団体の情報提供が知りたい（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 各市区町村自身が情報収集するとしても、小さい町の事例等については必ずしも自分たちのほしい情報があるとは限らない（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 各市町でも課を越えた連携を模索する時期に来ていると思われる。そうした「連携に関する指針（各種団体の連携と協働を含めた具体的なもの）」があれば、各市町での取り組みが進むのではないか（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ 課題③に対する方策

<方策5.>

(国・都道府県)

スポーツ推進計画の策定・運用に係る好事例集等の情報発信

- ・ スポーツ政策に係る国の方針等も含めて、各地方のスポーツ政策担当者にとって参考となる情報（類似の地方公共団体によるスポーツ政策に係る取組や庁内外主

体との連携方法等)を、国や都道府県が主体となって各市区町村に情報発信することが考えられる。

◇ 関連する調査結果

<方策 5. に関連するもの> (再掲)

- ・ 各市町村の派遣スポーツ主事らが集まる派遣スポーツ主事会議(年7回開催)において、県のスポーツ推進計画をベースとして、市区町村それぞれの実態や取組に照らし合わせて「自分の地方公共団体の場合であればどのように実施できそうか、課題はあるか」等の意見交換を実施している(教育委員会主管都道府県:ヒアリング結果)。

※派遣スポーツ主事制度:県の教員を県が各市区町村に1名ずつ派遣し、地域のスポーツ推進役としてスポーツ施策全般に係る業務を行う。人件費は県と市町村が負担する。

<課題④>

課題④

・行政としてのスポーツ政策の方向性が定まらず、検討会における議論が発散してしまう
(関連する検証項目10)

方策6.

○スポーツ関連条例の制定など、自治体としてのスポーツ政策の方向性・理念等の明確化

● 課題④ 行政としてのスポーツ政策の方向性が定まらず、検討会における議論が発散してしまう（関連する検証項目10）

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村/首長部局/教育委員会

- ・ スポーツ推進計画の策定に係る会議（審議会・検討会等）の目的（論点）や議論を行う上での柱となる価値観・視点（各地方公共団体におけるスポーツ政策の方向性）が明確にないと、議論が有意義なものにならない可能性がある。

◇ 関連する調査結果

- ・ スポーツ推進計画の策定に係る第1回、第2回検討会では、市としての政策の方向性が曖昧だったため、委員がそれぞれの立場から様々な発言をし、とりとめの無い議論となってしまった（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ 課題④に対する方策

<方策6.>

スポーツ関連条例の制定など、自治体としてのスポーツ政策の方向性・理念等の明確化

- ・ スポーツ推進計画の策定に係る検討を有意義なものとするための方策として、スポーツ関連条例の制定等により、行政としてのスポーツ政策の目標や、目標を達成するための施策等を事前に整理し、明確化しておくことが考えられる。

◇ 関連する調査結果

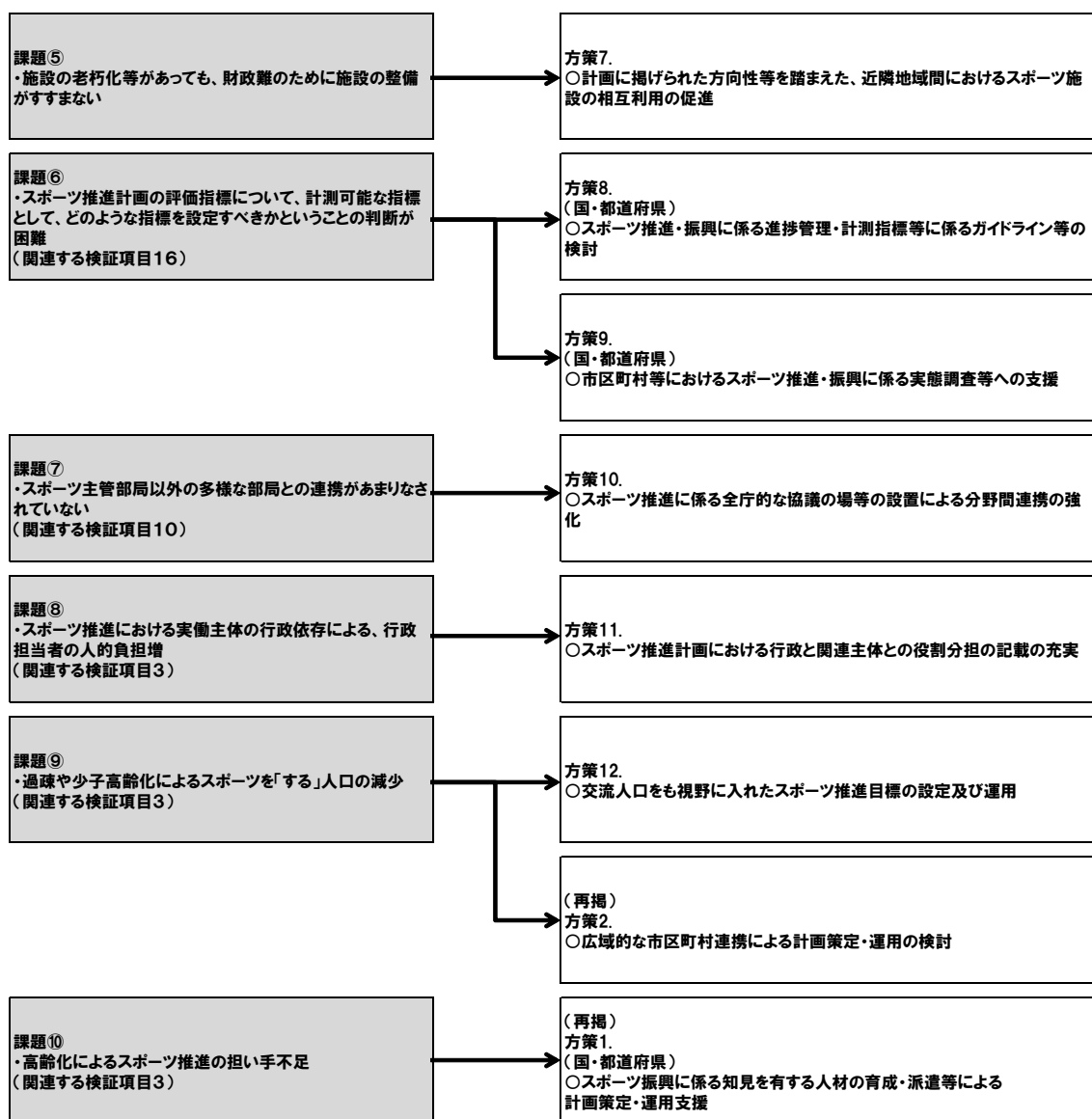
<方策6.に関連するもの>

- ・ スポーツ推進計画の策定においては、庁内外の議論も含め比較的スムーズに進めることができた。予めスポーツ推進条例を制定しており、スポーツ政策の目標が明確であったからだろう（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

5.3.3. 計画と各事業の関連性

策定するスポーツ政策に係る計画に実行性を担保する際にポイントとなる（計画策定時に考慮すべき）課題及び方策を整理した。

図表 331：「計画と各事業の関連性」の課題及び方策



<課題⑤>

課題⑤

・施設の老朽化等があっても、財政難のために施設の整備がすすまない

方策7.

○計画に掲げられた方向性等を踏まえた、近隣地域間におけるスポーツ施設の相互利用の促進

● 課題⑤ 施設の老朽化等があっても、財政難のために施設の整備が進まない

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村

- ・ 老朽化した既存スポーツ施設に対する耐震補強工事等やスポーツ施設等の新設には多額の資金が必要となることから、特に、財政難の市区町村では迅速な対応が困難となっていると考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ 現存する体育施設の老朽化が進んでおり、維持管理費用が増加しているため、限られた予算の中では、利用者のニーズ、安全に利用できる施設の提供がどの地方公共団体も実施できていない（教育委員会主管市区町村：アンケート自由回答より）。
- ・ 老朽化したスポーツ施設整備対応が財政難により困難（教育委員会主管市区町村：アンケート自由回答より）。
- ・ 施設整備に対する市民からのニーズが非常に高いが、財政的理由から対応困難な状況となっている（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 町民の主体的なスポーツ活動を支援するためのスポーツ施設の整備・充実の不足が続いていることが現実的な課題として挙げられる（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ 課題⑤に対する方策

<方策7.>

計画に掲げられた方向性等を踏まえた、近隣地域間におけるスポーツ施設の相互利用の促進

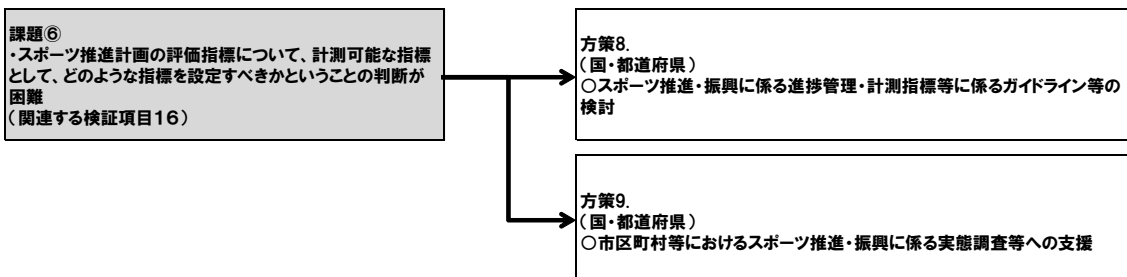
- ・ 新しいスポーツ施設の建設や既存施設の耐震補強等の整備が財政難等で迅速に推進できない場合には、企業や大学等が所有する施設等を住民向けに開放するよう、企業や大学等に働きかけることや、行政同士が連携し、地域を越えた施設の相互利用を促すことで、老朽化で利用できないスポーツ施設等のスポーツ実施環境を補完することが考えられる。

◇ 関連する調査結果

<方策7.に関連するもの>

- ・ 施設の有効利用という観点から、既存施設（大学や企業の所有含む）の開放や地域を越えた相互利用を推進している（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。

<課題⑥>



● **課題⑥ スポーツ推進計画の評価指標について、計測可能な指標として、どのような指標を設定すべきかということの判断が困難 (関連する検証項目16)**

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村

- ・ 地方公共団体における計測可能な指標設定の現状として、既に地方公共団体が有しているデータに基づいた指標を設定する傾向にあると考えられる。
- ・ しかし、スポーツ推進計画として望ましい指標設定の在り方は、地方公共団体として目指すべき目標を明確にし、当該目標までの進捗状況を測る為の指標を設定することであると考えられる。
- ・ ただ、行政の目標に基づき新たな指標等を設定するための手法や情報等を把握している地方公共団体は少ないと考えられるため、結果として、望ましい指標設定が出来ていない可能性が考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ 指標の設定については、国が打ち出した指標を参考にすることや政策目標との整合性も勘案するが、自分たちで「取れそうな指標」を指標として扱っており、設定する目標も達成できそうな値を設定しているということが現状である。そのような設定の仕方の良いのかは分からない (教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果)。
- ・ 現在設定している数値目標の一部は、継続的な情報収集が出来ない可能性がある。スポーツ振興課単独でアンケート調査等を実施している訳ではなく、県全体の意識調査の一項目として盛り込んでいるためである。県の方針が変われば、質問項目が削除される可能性もあり、また、定期調査が実施できない (教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果)。
- ・ 人口規模が小さい地方公共団体に限ったことではないが、数値目標を設定することは難しいだろう。進捗を図るものを設定すべきか、成果を図るものを設定すべきか、地方公共団体によっても異なるだろう (首長部局主管都道府県：ヒアリング結果)。

○ 課題⑥に対する方策

<方策 8.>

(国・都道府県)

スポーツ推進・振興に係る進捗管理・計測指標等に係るガイドライン等の検討

- ・ 他の地方公共団体との比較が可能である指標設定の仕組づくりを促進することが考えられる。参考例として、「NIRA 型ベンチマークモデル (P385 参照)」を応用したベンチマーキング手法の整備が挙げられる。スポーツ政策の場合に当てはめると、たとえばスポーツ実施率という同定義の指標を複数の地方公共団体内で比較し、相対的な結果から、スポーツ政策推進上の好事例や課題等を見出すことが可能となる。課題に対する方策の検討や好事例の参照を通じて、スポーツ政策の改善につなげることが可能であると考えられる。
- ・ 計測可能な指標の設定が困難という課題に対しては、スポーツ推進・振興の進捗管理・計測指標等に係るガイドライン等を国が策定するという方法が考えられる。

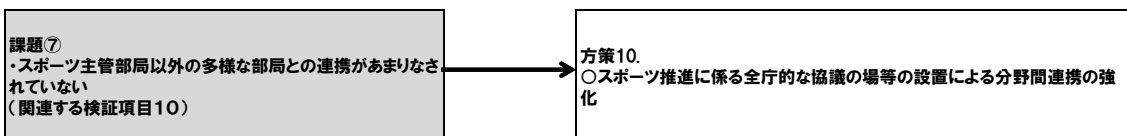
<方策 9.>

(国・都道府県)

市区町村等におけるスポーツ推進・振興に係る実態調査等への支援

- ・ 国や都道府県等が指標設定や指標の調査・算定フォーマットを市区町村に対して提示すること等（指標算出の定義を明確化する等）が考えられる。ただし、国や都道府県等から指標等を提示することにより、市区町村が指標等のあり方を検討しなくなってしまう（国等から提示されたものをそのまま採用する）と、市区町村の独自性が失われてしまう可能性がある。市区町村の独自性を失わせないためにも、様々な観点に基づいた複数種類の指標メニュー等を提示することが考えられる。

<課題⑦>



● **課題⑦ スポーツ主管部局以外の多様な部局との連携があまりなされていない (関連する検証項目10)**

【本課題の主な対象】 **首長部局/教育委員会**

- ・ スポーツ主管部局と庁内の他の部局との連携の必要性については、一部の地方公共団体には認識されつつあると考えられる。一方で、教育委員会と首長部局間において、事業の重複等が生じる等、連携に際しては必ずしも効率性は図れていない部分もあると考えられる。
- ・ このことから、庁内における他部局との連携を、より効果的・効率的に行うことが期待されていると考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ スポーツの領域の広がりによって、スポーツ担当部署だけでは、解決できないことが多い (首長部局主管市区町村：ヒアリング結果)。
- ・ これまでは他部局との連携をあまり実施していなかった。教育委員会単独だと他の部局の取組は見てこない (今回の基本方針の策定にあたっては、他部局とも意見交換を実施することができたため非常に有意義であった。) (教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果)。
- ・ 首長部局と教育委員会が普段から連携が取れている市区町村であれば問題が無いと思われるが、教育委員会には基本的に首長部局の情報が流れてこないため、首長部局の動きが見えないことが多く、健康教室等の取組で福祉部局との重複が生じる場合がある (教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果)。
- ・ アンケート結果「主要施策における首長部局・教育委員会の連携」では、都道府県の場合、「高齢者・障害者スポーツ」で「連携有り」とする割合が 36.2%と他の項目と比較して最も大きい。また、市区町村においても、「高齢者・障害者スポーツ」で「連携有り」とする割合が他の項目と比較して最も大きく、32.1%となっている (アンケート結果)。

○ 課題⑦に対する方策

<方策 10.>

スポーツ推進に係る全庁的な協議の場等の設置による分野間連携の強化

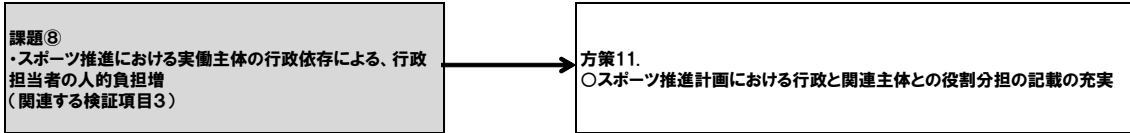
- ・ 庁内における他の部局との連携促進策として、全庁的なスポーツ政策推進本部等を設置し、部局間連携の強化を図ることが考えられる。
- ・ 具体的には、当該本部においてスポーツ施策推進上の課題や新たな施策検討、スポーツ政策の進捗管理等を行うことが考えられる。これにより、スポーツ関連施策の効率的な推進（部局間で事業の重複等が生じない等）や単一の部局では実現できなかった施策・事業を実施することが可能であると考えられる。

◇ 関連する調査結果

<方策 10.に関連するもの>

- ・ スポーツ政策の主管は教育委員会のまま、「スポーツ施策総合推進本部」という全庁的な組織を立ち上げた。スポーツ政策の進行管理等を行っており、検討メンバーには保健福祉局や県土整備局も参画している（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ スポーツ振興本部という全庁的な組織のもとでスポーツの推進を図っている（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。

<課題⑧>



● **課題⑧ スポーツ推進における実働主体の行政依存による、行政担当者の人的負担増 (関連する検証項目3)**

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村

- ・ スポーツ政策推進に関する会議等では、スポーツ関係主体がどのような役割分担でスポーツ政策を推進していくのかという点については議論となる機会が少ないと考えられる。
- ・ また、特に人口規模が小さい市区町村においては、スポーツ政策において「行政任せ」な風潮があると考えられる。
- ・ 以上のように、行政がスポーツ政策推進上担うべき役割について、スポーツ関係主体間で十分な議論や認識の共有が図られないために、行政の本来業務以外の対応をせざるを得ない状況が生じていると考えられる（体育協会等が主催するスポーツイベントの事務局等）。

◇ 関連する調査結果

- ・ スポーツ推進審議会は大学教授等の学識経験者や市議会議員、スポーツ関連団体の運営者で構成されている。検討会での発言は、それぞれの立場からの「市への要望」が主である。スポーツ政策を推進するための行政と各主体との「協働の方向性」（どのような体制・役割分担で事業を実施するか等）については、あまり議論されておらず、計画にも反映されていない（首長部局主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 小さな村では、住民運動会をやる場合も体育協会等の各主体は役場に任せっきりの風潮がある。「役場がやってくれる」という考えである（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。

○ 課題⑧に対する方策

<方策 11.>

スポーツ推進計画における行政と関連主体との役割分担の記載の充実

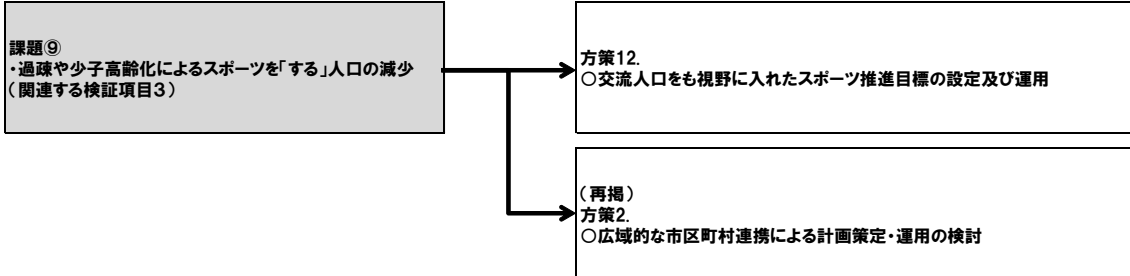
- ・ スポーツ推進計画策定の際に、関係主体との十分な協議を通してそれぞれの役割を明確にすることで、スポーツ政策の推進をより円滑なものに出来ると考えられる。例えば、
 - ① 行政はスポーツ政策を推進する上での関係主体との調整役や資金面等での支援
 - ② 体育協会は主に競技スポーツの振興という観点からのスポーツイベント等の開催、事務局としての対応
 - ③ 総合型地域スポーツクラブは生涯スポーツ振興という観点から人々へのスポーツ実施環境の提供（ソフト面）等の役割分担等について、協議の中で共有し明らかにすることが重要と考える。

◇ 関連する調査結果

<方策 11.に関連するもの>

- ・ 行政はあくまで、取組の方向性を定めることと、スポーツ推進のサポート役である。体育協会や総合型地域スポーツクラブからの依頼を受け、本来彼らの役割である取組にも行政の人的資源を提供していたら、行政の仕事にも影響が及び本末転倒である（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

<課題⑨>



● **課題⑨ 過疎や少子高齢化によるスポーツを「する」人口の減少（関連する検証項目3）**

【本課題の主な対象】小規模市区町村

- ・ 特に小規模な市区町村においては、少子高齢化に伴いスポーツ人口が減少することで、行政によるスポーツ政策の推進のみならず各種スポーツ団体の存続も難しくなっていると考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ スポーツの振興について小規模市区町村では過疎や高齢化により、スポーツ人口の減少が進み思うように行えない（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 人口減少・少子高齢化が進んでいる当町において、スポーツ人口も年々減少している。安定した人口数を保つことが困難になれば、既存のスポーツ団体の継続も厳しく、スポーツができる環境自体が失われてしまう危険性が考えられる（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ 課題⑨に対する方策

<方策 12.>

交流人口をも視野に入れたスポーツ推進目標の設定及び運用

- ・ 少子高齢化に伴うスポーツ人口の減少によって、当該市区町村内でのスポーツ政策の対象が少なくなる可能性がある場合、域内の人口減少だけに目を向けるのではなく、合宿等の誘致により外部からの交流人口を増やすという選択肢として考慮すべきと考える。
- ・ 具体的には、合宿誘致やスポーツイベント開催に関する施策目標を設定し、施策に基づく事業を検討・実施することでスポーツ交流人口増加を図る等が考えられる。

<方策 2.>（再掲）

広域的な市区町村連携による計画策定・運用の検討

- ・ 一市区町村による計画の策定が困難である場合は、例えば近隣の複数の市区町村間の連携によって、スポーツ政策の共同推進を図ると共に、計画の策定を促す方法も考え得る。

◇ 関連する調査結果

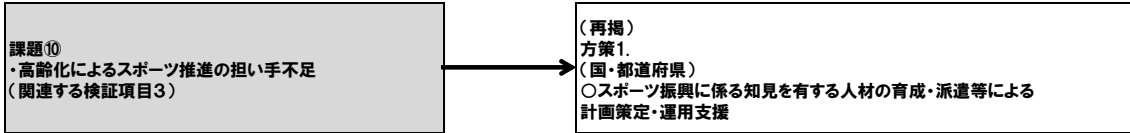
<方策 12.に関連するもの>

- ・ 県内の定住人口の減少に伴い、県の施策の柱として、交流人口を増やすという目標を掲げた。交流人口を増加させる為の手段の一つとして、スポーツ合宿誘致等を検討している（首長部局主管都道府県：ヒアリング結果）。

<方策 2.に関連するもの>（再掲）

- ・ 一つの市区町村で計画策定が困難な場合やスポーツ政策の推進が難しい場合には、周辺市区町村と連携した共同事務組合を設立する等をして計画を策定するという事も十分に可能なのではないか（検討委員コメント）。

<課題⑩>



● 課題⑩ 高齢化によるスポーツ推進の担い手不足 (関連する検証項目3)

【本課題の主な対象】小規模市区町村

- ・ 小規模市区町村については、高齢化によりスポーツ推進委員等のスポーツ振興の担い手が減少傾向にあると考えられる。また、担い手が減少することで、担い手1人が様々な業務を兼務する必要性が生じている。

◇ 関連する調査結果

- ・ スポーツ推進委員等、指導者の高齢化と後継者不足(教育委員会主管市区町村:ヒアリング結果)。
- ・ 近隣の村部では、スポーツ活動を中心となって活躍してくれている人材は、少子高齢化により活動する人材がいないため、村内各種分野で、委員・役員等数多く兼務しながら活躍しており、どの分野での活動も限界を超えている(教育委員会主管市区町村:ヒアリング結果)。

○ 課題⑩に対する方策

<方策1.>(再掲)

(国・都道府県)スポーツ振興に係る知見を有する人材の育成・派遣等による計画策定・運用支援

- ・ 例えば国や都道府県が市区町村のスポーツ推進役としての人材の育成や派遣等を実施することにより、市区町村における計画の策定や運用の支援することが考えられる。

◇ 関連する調査結果

<方策1.に関連するもの>(再掲)

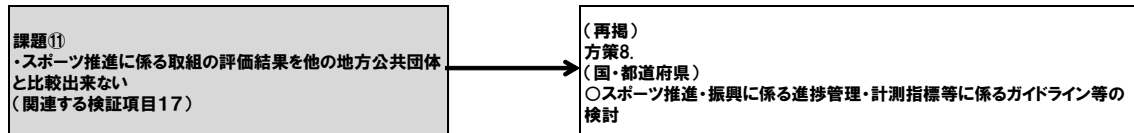
- ・ 各市町村の派遣スポーツ主事らが集まる派遣スポーツ主事会議(年7回開催)において、県のスポーツ推進計画をベースとして、市区町村それぞれの実態や取組に照らし合わせて「自分の地方公共団体の場合であればどのように実施できそうか、課題はあるか」等の意見交換を実施している(教育委員会主管都道府県:ヒアリング結果)。

※派遣スポーツ主事制度:県の教員を県が各市区町村に1名ずつ派遣し、地域のスポーツ推進役としてスポーツ施策全般に係る業務を行う。人件費は県と市町村が負担する。

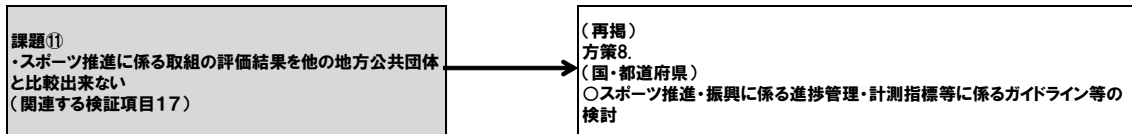
5.3.4. 計画の進捗管理方法

スポーツ政策に係る計画を実行し PDCA サイクルを回すために、計画策定時に考慮すべきポイントについて、課題及び方策を整理した。

図表 332 : 「計画の進捗管理方法」の課題及び方策



<課題⑪>



● **課題⑪ スポーツ推進に係る取組の評価結果を他の地方公共団体と比較出来ない (関連する検証項目17)**

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村/首長部局/教育委員会

- ・ スポーツ政策の取組状況について他の地方公共団体と比較が可能であれば、スポーツ政策の取組の進捗状況や成果等を客観視することが出来ると考えられる。
- ・ しかし、他の地方公共団体と比較をする場合の指標について、国が示している「成人の週1回当たりのスポーツ実施率」等の指標を用いたとしても、地方公共団体によって算出方法や用語の定義に差異があるため、単純に比較ができない可能性がある。
- ・ このことから、スポーツ推進に係る取組の評価に関する現状の一つとして、他の地方公共団体と比較が可能な指標は十分には整備されていないのではないかと考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ 国で方針を打ち出しているような目標（「成人の週1回当たりのスポーツ実施率」等）は、目標名が同一でも、算出方法や「スポーツ」の定義が様々で、他の地方公共団体との比較は出来ない状態である。地方公共団体間で指標を比較出来るようになれば、それらの指標を用いてスポーツ政策における自分達の立ち位置を明確にでき、予算要求の際にも根拠資料として活用し易くなる（緊急性等で訴えることができる）（教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果）。
- ・ スポーツ実施率等についての調査フォーマットを基に、県下の市区町村に実態調査を行っている。おそらく、他の広域地方公共団体でも同様の取組を実施していると思われる。しかし、他の都道府県とは調査フォーマットの内容は異なる（「スポーツ」の定義が異なる、等）ため、比較はできないだろう。調査を実施しているが、取組は市区町村の実態に合わせて推進している以上、市区町村同士の相対評価よりも絶対評価として利用する意味合いが強い（検討委員コメント）。

○ 課題⑪に対する方策

<方策 8.> (再掲)

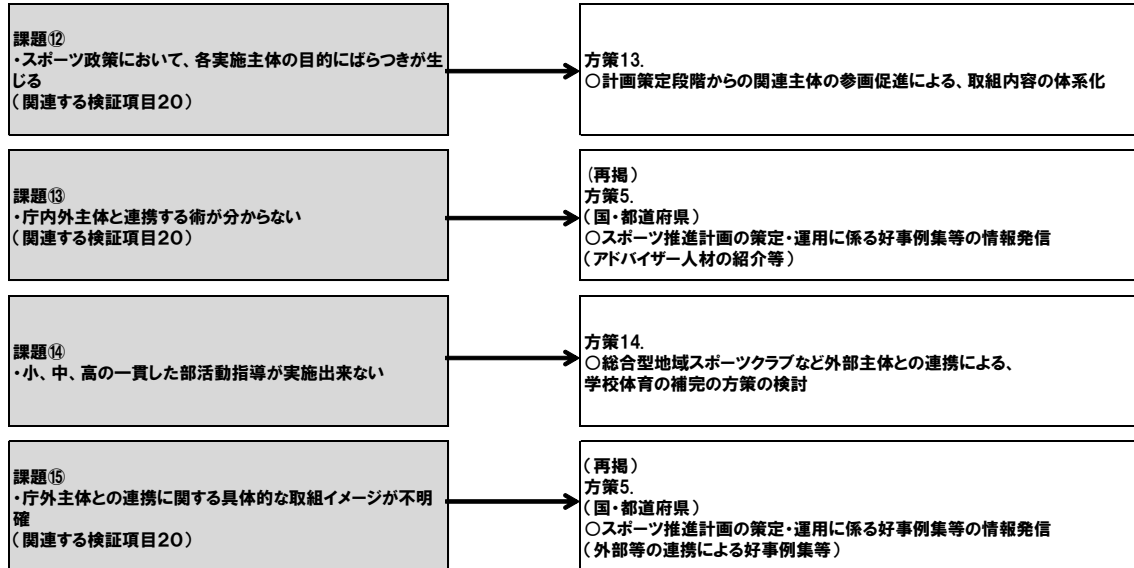
(国・都道府県) スポーツ推進・振興に係る進捗管理・計測指標等に係るガイドライン等の検討

- ・ 他の地方公共団体との比較が可能である指標設定の仕組づくりを促進することが考えられる。例えば、「NIRA 型ベンチマークモデル (P385 参照)」を応用したベンチマーキング手法の整備が考えられる。スポーツ政策の場合に当てはめると、スポーツ実施率という同定義の指標を複数の地方公共団体で横比較し、相対的な結果から、スポーツ政策推進上の好事例や課題等を見出すことが可能となる。課題に対する方策の検討や好事例の参照を通じて、スポーツ政策の改善につなげることが可能であると考えられる。
- ・ 計測可能な指標の設定が困難という課題に対しては、スポーツ推進・振興の進捗管理・計測指標等に係るガイドライン等を国が策定するという方法が考えられる。

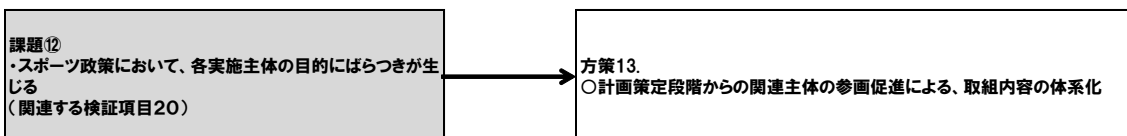
5.3.5. 計画策定・実行にあたってのリソース

計画の策定段階で考慮すべき、庁内外主体との連携に関する課題及び方策を整理した。

図表 333：「計画策定・実行にあたってのリソース」の課題及び方策



<課題⑫>



● 課題⑫ スポーツ政策において、各実施主体の目的にばらつきが生じる（関連する検証項目20）

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村/首長部局/教育委員会

- ・ 複数の実施主体と連携・協働した施策を実施する際、各主体（行政、指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、体育協会等）間でスポーツ政策の目的が統一されおらず、行政として一貫性をもったスポーツ政策を推進出来ていない可能性が考えられる。
- ・ 具体的には、行政としては住民に対して幅広くスポーツ振興を図ることを目的としていることに対し、指定管理者や総合型地域スポーツ運営者は利益や稼働率を高めるための取組に重きを置くというようなケースが考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ スポーツ施設の管理は指定管理制度を導入している。総合型地域スポーツクラブも地域の住民のスポーツ、健康づくりに積極的に取り組んでいる。加えて、町のスポーツ行事を生涯学習課で担当し、さらに競技スポーツとしての行事においては、町体協で取り組んでいるが、それぞれが別々に取り組んでいる。この4つでそれぞれの事業等を一連の目的のために連携させることが課題である（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ 課題⑫に対する方策

<方策13.>

計画策定段階からの関連主体の参画促進による、取組内容の体系化

- ・ 行政として一貫性をもったスポーツ政策推進するためには、スポーツ関係主体との十分な協議を踏まえてスポーツ政策の目的を共有し、スポーツ推進計画の中で、当該目的に基づいた関係団体間の役割や連携の在り方等を規定することが考えられる。

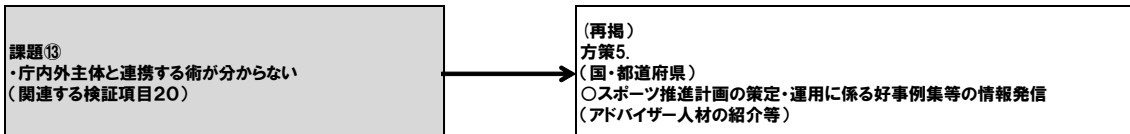
◇ 関連する調査結果

<方策13.に関連するもの>

- ・ 担当者が代わっても行政としての一貫した取組を継続するためには、それぞれの主体がそれぞれの目的で実施しているスポーツの取組を整理し、計画の策定を通して体系化する必要性を感じて

いる（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

<課題⑬>



● 課題⑬ 庁内外主体と連携する術が分からない (関連する検証項目20)

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村

- ・ スポーツ政策主管部局には庁内外主体と連携したいと考えているものの、打診や具体的に事業を行うための手段等を把握していないという課題があると考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ 連携の意向はある。プロスポーツ選手等を指導者として招きたいと思うが、具体的にどのような窓口にアクセスしてよいか分からない (教育委員会主管都道府県：ヒアリング結果)。

◇ 関連する調査結果

- ・ アンケート結果「市区町村における外部関係主体との連携 (人口規模別)」では、小規模市区町村における「2.総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」、「5.民間営利スポーツクラブ」「6.プロスポーツチーム」「7.民間企業」の割合は20%以下となっている。また、大規模市区町村においても「2.総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」、「5.民間営利スポーツクラブ」の割合は20%以下となっている (アンケート結果)。
- ・ アンケート結果「主要施策における首長部局・教育委員会の連携」では、都道府県の場合、「高齢者・障害者スポーツ」で「連携有り」とする割合が36.2%と他の項目と比較して最も大きい。また、市区町村においても、「高齢者・障害者スポーツ」で「連携有り」とする割合が他の項目と比較して最も大きく、32.1%となっている (アンケート結果)。

○ 課題⑬に対する方策

<方策5.> (再掲)

(国・都道府県) スポーツ推進計画の策定・運用に係る好事例集等の情報発信 (アドバイザー人材の紹介等)

- ・ 他の市区町村における取組事例の共有については、国や都道府県が主体となって、各市区町村に情報発信等を行うことが有用と考えられる。
- ・ 具体的には、派遣スポーツ主事 (スポーツ政策全般を担当) を集めた会議において、国の方針の説明やケーススタディ (「自分の地方公共団体の場合であればどの

ように実施できそうか、実施上の課題はあるか」等を他の市区町村担当者等と議論)を実施するなどの取組が考えられる。

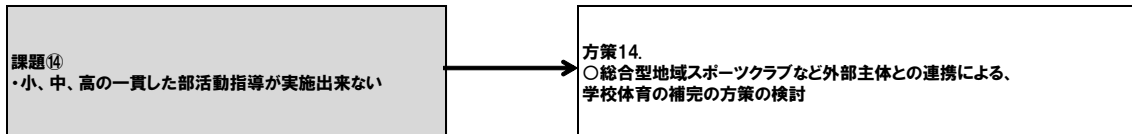
◇ 関連する調査結果

<方策 5.に関連するもの> (再掲)

- ・ 〈各市町村の派遣スポーツ主事らが集まる〉派遣スポーツ主事会議(年7回開催)において、県のスポーツ推進計画をベースとして、市区町村それぞれの実態や取組に照らし合わせて「自分の地方公共団体の場合であればどのように実施できそうか、課題はあるか」等の意見交換を実施している(教育委員会主管都道府県:ヒアリング結果)。

※派遣スポーツ主事制度:県の教員を県が各市区町村に1名ずつ派遣し、地域のスポーツ推進役として〈具体的な業務内容〉を行う。人件費は県と市町村が負担する。

<課題⑭>



● 課題⑭ 小、中、高の一貫した部活動指導が実施出来ない

【本課題の主な対象】小規模市区町村

- ・ 特に、小規模市区町村では、域内で小学校から中学校、高等学校の一貫した部活動指導を実施できないと考えられる。

◇ 関連する調査結果

- ・ 中学校の部活動レベルは高いが、地元高校に専門指導者が少なく、専門競技を極めるためには村外進学しなければならない（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。
- ・ 中学校の部活動数が少ない（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

○ 課題⑭に対する方策

<方策14.>

総合型地域スポーツクラブなど外部主体との連携による、学校体育の補完の方策を検討

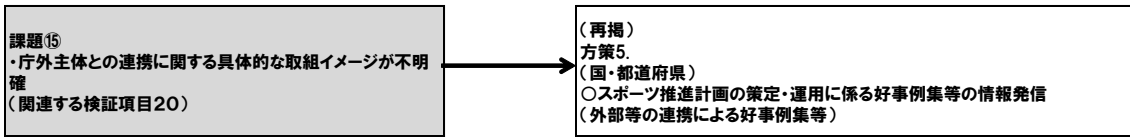
- ・ 総合型地域スポーツクラブなどの外部主体との連携によって、小・中・高一貫のスポーツ実施環境の整備等、学校体育の補完の方策を検討することが方策の一つとして考えられる。

◇ 関連する調査結果

<方策14.に関連するもの>

- ・ 町には、中学校のみ「バドミントン」の指導者やクラブがない。小中高一貫のスポーツ指導の環境を整備するため、新たな取組として、町と高校、総合型地域スポーツクラブ間で、「バドミントン」に関する指導協定を締結した。これにより、中学生でも総合型地域スポーツクラブにおいて、高校のバドミントン指導者から直接指導を受けられるようになった（教育委員会主管市区町村：ヒアリング結果）。

<課題⑮>



● **課題⑮ 庁外主体との連携に関する具体的な取組イメージが不明確 (関連する検証項目20)**

【本課題の主な対象】大規模市区町村/小規模市区町村

- ・ 庁外主体との連携の意向はあっても、具体的にどのような主体と連携したいのか、連携することでどのような取組を行いたいのかといった点まではイメージを持っていない可能性がある。

◇ 関連する調査結果

- ・ 例えば、スポーツ政策における医師会との連携については、人材の確保から取組内容まで、具体的にどのようなことを実施すればよいか分からない (首長部局主管市区町村：ヒアリング結果)。

○ 課題⑮に対する方策

<方策5.> (再掲)

(国・都道府県) スポーツ推進計画の策定・運用に係る好事例集等の情報発信 (外部等の連携による好事例集等)

- ・ 他の市区町村における取組事例の共有については、国や都道府県が主体となって、各市区町村に情報発信等を行うことが有用と考えられる。
- ・ 具体的には、例えば、派遣スポーツ主事 (スポーツ政策全般を担当) を集めた会議において、国の方針の説明やケーススタディ (「自分の地方公共団体の場合であればどのように実施できそうか、実施上の課題はあるか」等を他の市区町村担当者等と議論) を実施することにより理解を深めてもらうという取組が考えられる。

◇ 関連する調査結果

<方策5.に関連するもの> (再掲)

- ・ (各市町村の派遣スポーツ主事らが集まる) 年複数回開催される派遣スポーツ主事会議において、県のスポーツ推進計画をベースとして、市区町村それぞれの実態や取組に照らし合わせて「自分の地方公共団体の場合であればどのように実施できそうか、課題はあるか」等の意見交換を実施している (教育委員会主管都道府県)。

※派遣スポーツ主事：全市区町村に派遣され、地域のスポーツ政策全般を担当する。人件費は県

と各地域が負担する。